

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年9月19日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君
長
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君
長
会 計 室 山 崎 真 理 子 君
長
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 竹 中 憲 之 議員

19番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長から御指名と発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。大きな項目で3点にわたって質問してまいります。

第1点目は、社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について伺ってまいります。社会保障制度改革国民会議の最終報告は、今後の改革の方向性として1970年代モデルから団塊世代が75歳を超える2025年モデルへの転換を掲げ、医療、介護、年金、少子化対策の4分野で必要な改革案が示されました。社会保障と経済、財政は密接不可分な関係にあり、十分相互の状況を踏まえながら、一体的に検討することが必要でありますし、本市といたしましてもこの制度改革にかかわって現状や将来の暮らしの視点から課題や展望を伺ってまいります。

初めに、超高齢化社会にふさわしい医療提供体制の方向性について伺います。今回の国民会議の最優先課題となっていたのが医療改革ということで、背景に急速な高齢化による医療ニーズと費用

の増大があります。高齢化で慢性疾患や複数の病気を抱えた患者がふえてきております。医療は、主に治療が目的だったこれまでの病院完結型から病気と共存しながら地域全体での生活を支える地域完結型に転換せざるを得ないとしておりますが、病院完結型から地域完結型への方向性について伺います。

また、幾つもの病気を抱える高齢者には、専門医よりも総合的な診療能力のある総合診療医のほうが適切な場合が多いとして、地域医療の核と位置づけておりますが、総合診療医の方向性について伺います。

次に、要支援は介護が必要な度合いを7段階に分けたうちの軽い方の2つの区分です。日常生活に何らかの支援が必要な人が認定され、身体状態の悪化防止や改善に向けた介護予防サービスを受けられるが、これを市町村事業に移行させるとしております。また、現行は要介護1から5の人が希望すれば入所を申し込めますが、これを要介護3より重たい人に限定する。介護度の低い人は在宅で、より重い人は施設でという介護サービスの役割分担が打ち出されております。本市として要支援の認定を受けた軽度の要介護者向けのサービスの見直し等の将来の介護対応について伺います。

次に、働く女性は第1子を出産後、約6割が働き続けることを断念していて、子供か仕事をやめるか二者択一の状況を危惧しております。男性の育休取得は、12年度の女性の取得率が83.6%に対し、男性は1.89%、これを20年までに13%に上げる目標としております。また、妊娠から出産、幼児期までの相談や支援を切れ目なく行う拠点づくりを進めるよう求めておりますが、男性の育休取得促進、育児相談窓口の一本化等の少子化対策の対応について伺います。

2点目、健全、安全な教育環境の推進について伺います。学校内、家庭内、そして地域内の健全な環境が大切であり、子供たちを元気にする源と考えております。子供たちが精神的にも肉体的に

も社会的にも健全に育つ環境を推進しなければならないと考えております。そこで、いじめは本市においてもいじめ絶無に向け積極的に生徒指導に取り組んでいると考えておりますが、24年度よりも今年度のほうが増加傾向にあり、いじめの形態も複雑化、多様化しております。いじめ絶無に向けた取り組みについて伺います。これは、きのうの竹中議員と重複しておりますが、よろしくお願い申し上げます。

次に、全国の1割を超える学校で体罰が起きていたと文科省調査で判明いたしました。体罰は、学校教育法で明確に禁止されておりますが、愛のむちなら認められるといった考え方が根強く、なかなかなくなれないというのが現実で、また先生に認められている指導との線引きが難しいとされておりますが、本市として体罰根絶の対策についてはどのように進めているのか伺います。

次に、地域の子供は地域で守り、子供たちが安心して暮らせる環境を確保するため、子ども110番運動を推進しています。子ども110番の家の機能の現状と取り組み状況について伺います。

次に、道内の小中学生は家庭の学習時間が短く、テレビやビデオ鑑賞、テレビゲーム、インターネットに費やす時間が長いということが学習状況調査の結果で明らかになりました。道教委が学力テストの目標に掲げる全国平均以上を達成するためには、学習に取り組む姿勢を変える必要があるということで、本市として家庭学習の指導についてどのように進めるのか伺います。

大きな項目の3点目、地域づくりについて伺います。本市としても大学や自衛隊、企業等毎年比較的多くの転入者がおります。転入者にとって手続、生活に関するの情報等不安なことが多々あると思われそうですが、市の魅力をいち早く実感してもらうため、新規転入者に対する市のPRに関する対応についてどのようにしているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） おはようございます。佐々木議員からは、大項目3点にわたり質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1、2、4は教育部長から、3は市民部長から、大項目3につきましては総務部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について、小項目1の超高齢化社会にふさわしい医療提供体制の方向性について申し上げます。将来の社会保障制度のあり方を検討してきた政府の社会保障制度改革国民会議は、8月6日に安倍首相に対し社会保障制度改革国民会議報告書を提出しました。報告書では、社会保障制度を少子高齢化社会に対応できる21世紀日本モデルへと転換することが打ち出され、全世代型の社会保障と地域重視の社会保障をキーワードに社会保障4分野の改革として少子化対策、医療、介護、年金の改革が報告されたところであります。これを受けて政府は、8月21日、医療や介護など社会保障改革の実施時期を明示した社会保障制度改革プログラム法案骨子を閣議決定し、10月の臨時国会にこのプログラム法案を提出する予定であります。御質問の医療制度改革におきましては、高齢化の進行により慢性疾患や複数の病気を抱えた患者が増加する中、医療は主に治療が目的だったこれまでの病院完結型から住みなれた地域や自宅の生活のための医療、地域全体で直し、生活を支える地域完結型の医療への転換が示されましたが、名寄市では現在も急性期医療は名寄市総合病院、長期療養、慢性期医療は名寄東病院、在宅医療は在宅療養支援診療所であり、名寄市風連国民健康保険診療所が担っているほか、市内の開業医師の先生にはかかりつけ医としての外来診療や入院治療のほか、リハビリテーションなど医療のサービスを提供していただいているところであり、ほかの地域と比べても先駆的な取り組みがなされているものと考えているところでござ

ございます。地域完結型の医療には、地域医療ビジョンの策定による病床機能分化など病床の絞り込みや再編が必要であり、都道府県にその責任と権限を持たせていくよう報告されておりますが、高齢者の医療提供体制には医療を含めた介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりが必要とされておりますので、今後とも国の社会保障審議会医療部会の審議内容を注視し、北海道とも連携しながら、情報収集に努めてまいります。

次に、総合診療医の方向性について申し上げます。議員御指摘のように、国民会議の報告書では医療のあり方そのものについての変化を求めています。高齢化の進展に伴い、複数の疾患などさまざまな問題を抱えた患者が増加しており、初期診療においては従来の各領域の専門医による診療よりも総合的な診療能力を有する総合診療医による診療のほうが適切な場合が多く、その養成と国民への周知が重要と指摘しております。また、厚生労働省では、専門医のあり方に関する検討会の中で、従来の専門領域に新たに総合診療医を加えることを昨年の中間まとめで決定し、今後平成29年度から研修を開始する予定で準備を進めております。このような状況の中、市立総合病院では総合内科で内科の全般的な診療、治療のほかに症状と病態を判断して適切な専門診療科への振り分けを行うなど、いわゆる総合診療的な取り組みを実施しております。今後も旭川医科大学総合診療部との連携を図りながら、総合内科の充実と総合診療医の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の要支援の認定を受けた軽度の要介護者向けのサービスの見直し等の将来の介護対応について申し上げます。介護保険制度改革関係では、議員御質問のとおり要支援者に対する介護予防については市町村が地域の実情に応じ住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟

かつ効果的にサービスの提供ができるよう新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきであること、また介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者、要介護3以上に重点化を図り、軽度の要介護者、要介護1から2と低所得の高齢者の住まいの確保を推進していくことが報告書に盛り込まれております。これを受けて厚生労働省は、年内に社会保障審議会介護保険部会において見直し案をまとめ、来年の通常国会に改正法案を提出し、平成27年度から3年間程度で要支援1、2の人を段階的に市町村事業に移行する方針を打ち出しているところです。名寄市の7月末の要支援認定者数は、要支援1が277人、要支援2が140人で、合わせて417人となっている状況です。介護予防サービスの利用状況の主なものは、訪問系サービスでは110人、通所系サービスでは152人、短期入所サービスでは9人、特定施設入所者生活介護では8人、小規模多機能型居宅介護では5人となっており、要支援認定者の約68%が介護予防サービスを利用している状況にあります。また、8月末の特別養護老人ホームの入所状況につきましては、清峰園では要介護1が1人、要介護2が7人、しらかばハイツでは要介護1が1人、要介護2が18人入所しておりますが、現在入所している方については経過措置が設けられますので、退所には至らないものと考えているところです。いずれにいたしましても、現時点では詳細な内容が明らかになっておりませんので、今後開催される厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の審議内容を注視しながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成26年度に予定されております第6期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の策定におきましては、高齢者のニーズ調査及び介護保険法の改正内容等も踏まえながら、サービスの低下を招かないよう計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の男性の育休取得促進、育児相談窓口の一本化等の少子化対策の対応について申し上げます。少子化対策関係では、議員御質問の男性の育休取得促進につきましては企業における仕事と子育ての両立支援を進めることが必要とされ、取得率の低い男性の取得促進を進めるためにも育児休業期間中の経済的支援の強化が必要であるとの報告がされたところであります。名寄市役所における男性の育児休業取得の状況につきましては、これまでに3人が取得しております。男性の育児休業等の取得の推進に当たりましては、次世代育成支援対策推進法に基づき名寄市特定事業主行動計画を策定しており、その中で育児休業を取得しやすい環境整備を目指して所属長の役割について定めており、具体的な数値目標として育児休業の取得率については女性おおむね100%、男性5%としているところです。今後におきましても特定事業主行動計画推進委員会において計画の見直しや各職場における取得内容や目標に対する実績等について公表しながら、効果的、組織的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、妊娠、出産、子育てへの連続的な支援の取り組みにつきましては、妊娠期から子育て期にかけての支援を有機的に束ねた上での対策の強化が必要であることが報告されております。現在本市におきましては、妊娠、出産、育児等就学前までの子供の成長に合わせた子育て相談を保健センター、こども未来課、地域子育て支援センター、総合療育センターで実施しております。保健センターでは、妊娠が判明した時点から母子手帳の交付、妊娠、一般健診の案内、赤ちゃんが生まれたらこんにちは赤ちゃん訪問として生後4カ月までに全戸訪問し、健診や予防接種の案内、相談を行い、3から4カ月健診、7カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診のそれぞれで発育、発達、栄養、育児、保健、歯科等相談を実施しております。また、もぐもぐ離乳食教室、のびのび親子教室、ちびっこひろば、親子ふれあいひろばを開催し、成

長期に対応した事業を実施し、親子の交流の場を図りながら相談を実施しております。こども未来課では、家庭児童相談員、母子自立支援員を配置して相談窓口を設け、児童の成長、虐待、療育、就労、経済的問題、各種手当や助成制度等の相談を実施しております。地域子育て支援センターは、東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園の3カ所で開設し、多くの子育て親子に利用いただいております。夜泣き、子供とのかかわり方、言葉のおくれ等育児全般の子育て相談を実施し、一人で悩まない育児環境づくりと必要に応じて家庭訪問での相談を実施しております。また、総合療育センター「こどもらんど」では、理解やコミュニケーション、運動、情緒面での発達心配と思われる就学前の児童を対象に相談を実施しております。相談内容は、児童の年齢、成長過程、家庭環境状況等で異なり、各セクションで相談に当たり緊密な連携を図りながら相談の解決に向けて取り組んでおりますが、子育てや子供の成長に対する不安や悩みを抱えている保護者は多く、丁寧な対応が求められていることから、今後においても情報の共有に努め、協力、連携を図りながら相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

また、国民会議の報告書では、市町村を中心とした保健所、産科、小児科等の医療機関、認定こども園、保育所、幼稚園などさまざまな機関が連携、情報の共有強化を図り、総合的相談や支援をワンストップで行えるような拠点整備が必要と報告されておりますので、今後とも国の社会保障審議会、児童部会の審議状況や国の子ども・子育て会議の審議内容を注視し、関係機関とも連携しながら、情報収集に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2の小項目1と2と4について答弁をさせていただきます。

まず最初に、小項目1、いじめ絶無に向けた取

り組みについてであります。先日の竹中議員への答弁と重複する部分もあろうかと思しますので、お許しをいただきたいと思っております。いじめの問題につきましては、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握をして、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携をして対処するなどいじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められております。これまで本市では、いじめの問題の早期発見、早期対応を図るため、市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。昨年5月の同調査では、3件をいじめであると認知をしております。また、本年6月の同調査では、6件をいじめであると認知をしております。この後この6件につきましては、解消に向けて学校で対応し、5件は解消しておりますが、残り1件は学校と教育委員会が連携をして全力で解決に向けた取り組みを続けているところでございます。このような調査のほか、各学校では教育相談を適時あるいは定期的実施するなど日ごろからいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところであります。

学校からのいじめをなくすためには、児童生徒の思いやりの心や態度、命を大切にする心や態度を養うことが大切であります。各学校では、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を実施をし、児童生徒の豊かな心の育成に努めておりますし、道徳の時間の指導や性に関する指導などを通じて生命、命を尊重する心や態度の育成を図っております。さらに、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、各学校では児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会やいじめ防止の標語、ポスターづくりなど一層工夫をし、

児童生徒の自発的、自治的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校、学級づくりを強力に推進していくようお願いをしております。その結果、いじめはどんなことがあっても許されないと思うと答える児童生徒の割合がこの2年間で全小学校の平均で80%台から90%台に、全中学校の平均では70%台から80%台に上昇しており、いじめは悪いことであるという認識が子供たちの中で浸透してきております。

また、近年は携帯電話などのインターネット掲示板やメールによる誹謗中傷などネット上のいじめが大きな問題となっていることから、各学校では情報モラルにかかわる指導にも力を入れるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングなどの設定促進など家庭との連携にも努めているところであります。今後とも教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを徹底してまいります。そのため、これまでに実施してきたいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査などの結果を効果的に活用するなどして、日ごろから積極的に学校の実態把握に努めてまいります。なおかつ、いじめの問題が起きた場合には、学校、家庭、教育相談センター等との連携を十分に図りながら、迅速に対応してまいります。また、個人情報の扱いに留意をしつつ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行いながら、適切な情報提供を行うなどして保護者、地域住民の信頼を確保してまいります。

2点目の先生の体罰根絶への対応についてお答えをいたします。体罰は、学校教育法第11条において禁止をされており、教職員は児童生徒への指導に当たりいかなる場合も体罰を行ってはならないとあります。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であります。また、体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそ

れがあります。このため教職員は、指導に当たり児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日ごろからのみずからの指導のあり方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であります。現在市内の各学校においては、職員会議や校内研修などで教職員が体罰に対する正しい認識を持ち、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せたり、特定の教員が抱え込んだりしないよう共通理解を図り、組織的な指導体制を確立して取り組んでおります。

なお、本年2月、北海道教育委員会が体罰に係る実態調査を実施した結果、本市の小中学校では昨年4月から本年2月まで体罰に該当する事案はありませんでした。教育委員会といたしましては、今後とも各学校の校内研修等において北海道教育委員会からの各種通知や服務規律ハンドブックなどを活用し、教職員に体罰は決して許されない行為であることを改めて認識してもらうよう指導をしております。また、児童生徒の心身を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようよりよい教育環境づくりを一層進めてまいります。

小項目4点目、家庭学習の指導についてお答えをいたします。昨年度の全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の質問紙調査の結果から、全国と比べて努力を要する傾向を示した項目は、小学校では1つには学校の授業時間以外に1日1時間以上勉強するという点、また2点目に土曜や日曜など学校が休みの日に1日2時間以上勉強する点などの項目がございました。また、中学校では、1点目として学校の授業時間以外に平日1日2時間以上勉強すること、また2点目としては土曜、日曜などの学校が休みの日に1日2時間以上勉強するなどの項目がございました。また、中学校にあっては平日1日に3時間以上テレビゲームをしているという傾向も見られたということでもあります。このように本市の小中学生においても家庭の学習時間が不足していることやテレビゲーム

をする時間が長いということなどが継続的な課題となっております。望ましい学習習慣、生活習慣の確立については、学校と家庭が児童生徒の学習面、生活面の課題を共有し、それぞれの役割を果たしながら協力して継続的に取り組むことが大切であることから、各学校では家庭学習の手引などを活用して学年に応じた学習方法や学習時間の定着、1日の生活リズムの確立などについて指導しているところであります。また、家庭では早寝早起き朝御飯などの生活リズムを整えることや子供が集中して学習できる環境づくり、子供の努力を認め励ます声かけなどに努めるようお願いをしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、小項目3、子ども110番の家の取り組み状況についてお答えいたします。

複雑多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ事件、事故等が全国の至るところで発生しており、特に幼児、児童、生徒、高齢者などの弱者が巻き込まれるなど不幸な出来事や事件が後を絶ちません。本市においても昨年児童や高齢者が相次いで痛ましい交通事故の犠牲になったことや最近では女子学生が不審者に遭遇し、突然肩を抱かれるという事案が発生しました。この種の事案は重大事案に発生するおそれもあることから、日ごろから防犯を心がけ、被害防止に努める必要があります。御質問の子ども110番の家は、子供たちがトラブルや犯罪に巻き込まれそうになったとき助けを求めて駆け込むことができる避難所として、市内の公設施設を初めコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などの協力で55カ所に設置しております。不安を感じて駆け込んできた子供たちを保護し、直ちに警察、学校、家庭等へ連絡していただくもので、地域ぐるみで子供を犯罪被害から守るための取り組みであります。

また、市内の9校の小学校では、児童の通学時や下校時などの安全を守るために各学校区において学校、家庭、地域が連携し、安全安心会議を組織しております。この組織は、学校と地域による子供たちの見守り活動で、不審者の情報提供あるいはその対応策、安全安心マップによる危険箇所の確認など子供の安全確保に取り組んでいるものです。市は、安全安心円卓会議を開催し、各学校の安全安心会議と関係機関を交え、各組織における活動状況や取り組みなどの報告により情報の共有化を図っているところです。また、毎年名寄地区の小学校には250枚のSOSこども110番の家ステッカーを、風連地区、中名寄の小学校には40枚のSOS地域110番の家の桃太郎旗を配付しております。各学校の安全安心会議の中で地域と調整をいただき、古くなったステッカー、旗の交換を行い、新たな子ども110番の家の登録など地域による通学路の見守り活動を御協力していただいております。今後も学校、家庭、地域が連携をより一層強化し、子供たちにとって安全、安心な地域になるよう関係機関や各団体の協力をいただき、子供の安全確保を図っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、地域づくりについて、新規転入者に対する市のPRに関する対応についてお答えをいたします。

本市への転入者は、年間おおむね1,300人、900世帯となっております。転入者に対する対応につきましては、まず転入時における窓口対応として暮らしに必要な各種制度や公共施設の説明及び地図情報などの生活情報をまとめました暮らしのガイドブック、ごみの出し方ガイドブック、ごみ分別ポスターのほか、各種パンフレットなどの配付に加え、今年度はコミュニティバスの実証運行に合わせてバス路線図と無料券の配付を行っております。また、今年度から新たに転入者向け

市民見学会を開催しており、4月21日と27日に開催し、合わせて19人が参加をしております。見学会では、コミュニティバスやごみの分別、市立病院などについて説明したほか、市内主要施設や観光スポット、公園などの見学、ご当地グルメ、煮込みジンギスカンの試食など生活情報や名寄の魅力を実感していただいたところであり、今後とも転入者の皆様に住みよさと魅力を感じていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 御答弁ありがとうございます。時間も余りないので、時間のある限り質問したいと思いますが、まず社会保障制度改革国民会議の中で、最初の病院完結型から地域完結型、これについて、この制度については名寄市としては大体病院ごとにちゃんと分化されておとなっているということであり、他市町村から比べても進化している、進んでいるということですが、ただ病院関係のほうでも3次医療圏は都道府県ごとに1つなのですけれども、北海道は医療圏6つになっていますね。それで、2次医療圏は一般の入院にかかわる医療を提供するというようになっていまして、医療機能の分化、連携を推進するという意味では病院のほうでも地域完結型の実現を進めていると思うのです。それで、病院関係の部分を考えては今のところどのような進捗状況になっているのでしょうか、現状は。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） ちょっと答弁が適切になるかどうかわからないのですが、当院は2次医療圏はもちろん、旭川市と、上川南部を除いた3次医療圏のほうにも指定されているのがございます。2次は基本的には上川北部なのですけれども、医療圏としては定住自立圏を構成する13市町村で平成23年度から広域医療を展開をしております、医療については

2次医療圏が少し広がっているという状況になってございます。それと、救急の関係を少し申し上げたいと思うのですが、基本的に当院は小児科を含めて土別と合体したことによって平成19年から小児の夜間救急は全て市立病院で受け入れをいたしております、救急外来等も平成24年の1年間では1万1,525件と23年よりは若干減っているのですが、年間1万件程度は上回っているという状況になっております。地域完結型ということで、基本的に国のほうはそういうような方向は理解をしているのですが、道北地域全体的に医療は特に過疎になってきておりますので、その部分なども総合的に判断しないとなかなか地域完結型というのが実態が伴わないのではないのかなというふうに考えているところでもございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） では、先ほど御答弁いただいたのは、それぞれの例えば介護のほうになってくると医療と介護と一緒に地域でやらなければいかぬという部分がある。それと、医療関係部分というのはかぶさっている部分とかぶさっていない部分とがあるのです。例えば救急医療の機能とか、介護福祉サービス機能とか、あるいは専門的な治療を行う機能とか、その部分というのはおおむね先ほどのあれだと病院方もそれに対しての連携はちゃんとできているということではよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 最初の健康福祉部長の答弁にありましたように、急性期を中心に市立病院が受け入れておまして、そのほかに慢性期として公営ではありますが、東病院、さらには民間でありますけれども、三愛病院ですとか吉田病院ですとか、あるいは近隣の一部有床の診療所などにも慢性、その症状が落ちついた後はそういうふうに転院などをしていただいております。ただ、それでその辺の連携体制が全て

順調かといいますと、一部なかなか患者さんの状態ですとか、家族によって退院ができる、できないですとか、いろんなケースがございますので、当然地域包括支援センターですとか、うちの医療支援相談室が中心となってそういう連携はしていますけれども、それが必ずしも十分かというところ・バイ・ケースで、一部課題があるのも事実でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

あと次に、先ほどの妊娠から出産までの切れ目のない支援ということで、私には余り縁がないというか、全くないと言ったほうが正しいのかもしれないけれども、ひまわりの子育てガイドブック、これを拝見させていただきました、照れながら。これを見ますと、先ほど御答弁になったように本当にしっかり体制ができ上がっているなというふうに感じております。これは、本当に多分奥さん方しか見ていないのかなと思うのですが、これからは男性の夫の方にもやっぱりこれもしっかりと見ていただいて、確実に普及させていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、男性の育休でございますけれども、市役所の中では余り、3名ですか、しかとっていないということなのではございますけれども、従業員100人以上のところは企業で次世代育成支援対策推進法で義務づけられておまして、14年までの時限立法なのではございますけれども、これも見直しされるというふうにはなっていると思っておりますが、これは中小企業や、あるいは非正規の労働者が取得しやすい制度、あるいは環境にはなっていないわけなのでございますけれども、この辺の見通しというのはどういうふうに指導されているのか、ちょっと今の段階で伺いたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 男性の育児休暇の取得の促進ということでお答え申し上げますけ

れども、政府は女性の活躍が政府の成長戦略の中心だとこのたびは位置づけたところでありますが、それを実現するためには男性の家事、それから育児参加が最も必要だと考えております。一説には、日本の男性の1日の家事、育児時間は約1時間、育児だけだと39分、両方ともゼロ時間の男性は7から8割程度いるというような状態だということです。これは、先進国で最低のレベルということでありまして、育休をとるのは圧倒的に女性でございまして、男性の取得は該当者のわずか2%程度であるということでありまして、男性が女性のかわりに育児休暇をとるという発想ではなくて、双方が分担して、あるときはこちら、あるときはこちらというようなことが大切だと考えておりますし、また短時間労働も含めながら、育児に男性も参加していかなければならないというふうに国も考えております。今までの伝統ですとか習慣ですとか、男性の価値観やライフスタイルを変えていくということが重要だと考えております。男性の育児休暇の促進につきましては、育児休業期間中の経済的援助の強化と、それと男性の意識改革が必要ではないかと考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 男性の場合は、育児休暇をとるというのはなかなか職場にいたらとりにくい環境があるということは確かだと思うのです。国のほうでも今御答弁ありましたように給料の半分、50%ですか、給付になるわけですが、これはちょっと上げて、なるべくとって大丈夫だよというふうな環境に持っていくというふうになっていきますけれども、行政のほうとしてももっと積極的にこういうことは前向きに考えて取り組んでいただきたいなと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。なかなかとれない環境がありますので、その辺を考えて見解がありましたら。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今健康福祉部長のほ

うからもお話ありましたけれども、私どもも次世代育成支援対策推進法の関係も含めてそれぞれ特定事業主の行動計画をつくって、できるだけ仕事と子育ての両立が可能と。これは、女性ばかりではなくて男性も含めてしっかり対応していこうということで、こうして計画づくりをやってきたわけです。国におきましては、一般事業主ということで、これは民間でありますけれども、301人以上の従業員を抱えるところにつきましては行動計画をしっかりとつくりなさいと。私ども国でありますとか、それから公共機関、地方自治体を含めてでありますけれども、この辺につきましては特定事業主として行動計画をつくりなさいということになっておりまして、私どもも法律の趣旨に従ってしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。しかしながら、実態として、目標として5%挙げておりますが、おおむね一般職でいきますと400人ほど職員がおりますけれども、女性はほぼ100%取得の状況にありますけれども、男性職員につきましてはこれまでの実績を含めて3名ほどしかいないということでありまして、しかしながら、社会環境も随分変化をしまして男性も十分子育てにかかわれるような環境もできてまいりましたし、一定程度生計の保障も私どもも共済組合も含めて対応させていただいているところもありますので、今後とも法律の趣旨にのっとった形でしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） まさにそのとおりでと思います。私の時代は、男性は働くもの、女性は家庭の中で子供を育てるものというような、そういうような時代で育ってきたものですから、私は余りそういう今の環境というのはなかなか理解できないのですけれども、本当は男女別なく、やっぱり本当に子供のために育てることが大切なのだなと思いますし、先ほどもガイドブックで申し上げましたように一緒になって子供を育ててい

くということが大切だと思いますので、どうぞ今後ともよろしく推進をするようお願いしたいと思います。

さて次に、いじめについてでございますけれども、これは先ほどの御答弁にもあるとおり絶対やってはだめだと。もう完全に根絶しなければいけないというものは原則なのですけれども、それでもどんな指導をしながらも、あるいはどんな取り組みをしながらもなかなか根絶には至らないというのはどこの学校でもどこの地域でもそうなのではないかと思いますが、ちょっと紹介をさせていただきますけれども、東京の品川においては各専用サイトを設けておまして、いじめの相談や通報ができるシステムを携帯電話で2次元バーコードを読み取るとサイトにつながって、それがいじめ情報を24時間匿名で送付できるという仕組みがあったり、あるいは兵庫県ではいじめ防止の独自教材をつくって小学校低学年から高校まで4種類に分けて具体的な体験学習をさせていると。あるいは、一昨年大津、いじめで大変暗くなったわけで、学校でいじめや暴力などがあった場合には警察への連絡、相談をする基準をまとめた教員向けの「警察への連絡・相談の手引き」というの、これ43ページあるそうですが、これを作成しているということで、やっぱり実のある、効果ある具体的な取り組みをやっていかなければいけないと思うのですが、その辺についての今のこと、見解があれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま各地のいじめの防止に関する特色ある取り組みにかかわりまして、事例を挙げていただいて御紹介をいただきました。教育委員会としての考え方、取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、いじめの防止の教材作成、それから警察との連携の手引書の作成、またいじめ通報の仕組みと大変先進的な取り組みでございます。本市といたしましても道内や管内のいじめの防止に関す

る取り組み等を注視しながら、まず現行の教育活動の充実を図るということ、また学校関係機関との連携を一層強化をすることによって、いじめの未然防止と早期の発見と早期の対応に積極的に取り組んでまいりたいというのが基本であります。具体的に申し上げますと、いじめ防止の教材についてはこれまでも各学校で道徳の読み物、資料、心のノートなどを活用しているところでありますけれども、日ごろの児童生徒の悩みであるとか、それからいじめなどの問題行動への要因を的確に捉えて、それを解消するために適切な教材を選択をして、重点的に活用するよう促してまいりたいと考えております。

また、警察との連携につきましては、いじめなどの問題行動というのは学校と家庭、また教育委員会がその実態を共有して連携して解決に当たっていくということですが、犯罪行為として取り扱われるべきものになった事例につきましては警察とも連携をして対応してまいりたいと考えております。

また、いじめの通報の仕組みについては、これまで各学校でいじめに対する調査とかアンケートの実施、児童生徒との教育相談の実施、家庭訪問や保護者会等実施を通じていじめの早期発見に努めているところでございます。今後ともこれらの取り組みを一層充実をして、児童生徒や保護者とのコミュニケーションを深めるということを第一にいじめの未然防止とか、早期発見、早期対応に取り組むようお願いをしましてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） しっかりと具体的な進め方によっては少なくなるのではないかと。できるだけ100%、ゼロに近いものにやっていただきたいと思います。

それで、先ほどの体罰についてですけれども、暴力はもう体罰と言葉とありまして、いわゆる私の言いたいのは教師が子供たちの前で、稚内の例

を出しますと、高校の例ですけれども、あれは子供を指導して次の日に、先生も指導して、次の日にやらないよという意思表示をなささいというようなことを強制的に言ったということで、残念ながら子供が自殺したということなのですから、やっぱり子供のためという善意で行われるような指導がその子にとっては本当に精神的に追い込むこともあると思うのです。そしてまた、生徒の行為に対する懲戒が重過ぎたり、あるいは全校生徒の前で恥をかかせるような決意表明を科すということは、この指導は教師が考える以上に子供の精神的な打撃になると思うのですけれども、その指導に対する線引き、あるいは今までもそういうような指導者に対する取り組み、これはどういうふうな方向で今やっていますか。ないということなのですから、どういう取り組みをされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教師の厳しい態度であるとか、それから厳しい言葉によって、ひいては指導死というような選択を子供がせざるを得ないという具体例を挙げて御質問をいただきました。学校においては、当然ながら共感的な児童生徒の理解のもとに人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があるのが基本であります。そのため日ごろから教師は児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞くということとか、それから明るく丁寧な言葉で声かけというのを行うということを中心に、児童一人一人がかけがえのない存在として尊重するということが基本になければならないと考えております。このような姿勢が教員には強く求められております。現在でも初任者研修等を通じて、具体例でいえば生徒の指導の中で子供に声かける中で、だからあなたはだめなのだというような言葉ではなくて、君ならばやればもっとできるというような、児童生徒のやる気を起こさせるような言葉をかけるというようなこと、そういった児童生徒に話しかける言葉の

部分についても十分に気を配るというようなことが大切であるということをご指導しております。

また、体育等の授業中では、運動部の練習や試合中に教員が激励として厳しい言葉や内容を児童生徒に発することもありますが、常に人格を否定をしたり、練習や競技を続ける意欲を失わせるような、そのような言葉かけについては不適切であるということをご指導しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

その他についてはまた別の機会にしたいと思いますが、最後に新規転入者にする対応なのですが、ある自治体では市の魅力をいち早く実感してもらおう。名寄市でも若干やっているのですけれども、公共、民間施設を年間または1回の無料でできるパスポートを発行しているのです。これは、いわゆる地域に関心、愛着を高めて定住促進にもつなげるという狙いもあるのだということで、転入者は届け出から1年間、学生は4月から翌年3月まで、自分の好きなときに自分の行きたいところの公共施設を見学する。それは無料で見学させるということなのですが、これは可能性としてはできるのではないかなと思いますけれども、ちょっとその辺の見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） せっかくの縁で名寄に来ていただくということですから、当然名寄の歴史でありますとかよさをぜひ実感していただきたいと思っております。今回見学会も開催をしておりますが、入ってきていただく人数に比較すると少々少ないというような思いもありまして、今御提言ありました内容につきまして私どもぜひ真剣に検討してみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

健康マイレージの取り組みについて外2件を、

高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしまいたいというふうに思います。

まず、健康マイレージの取り組みについてを御質問させていただきます。急速な少子高齢化や生活習慣病の変化から、脳血管疾患、認知症などからも介護を必要とする人もふえ、医療費の抑制や介護予防の視点から、健康づくりの対策が重要になってきております。名寄市健康増進計画健康なよろ21の市民一人一人が自分の健康は自分で守るをモットーに進められておられますし、生涯を通し健康づくりができるよう環境の整備や充実に努めるとともに、生活習慣病の発症の予防や重病化、予防を図ることで高齢になっても介護を必要としない人間をつくり上げる必要があるというふうに言われております。健康寿命を延ばすことを目的に生涯を通じ健康づくりを図っていく中で、名寄市の健康づくり事業の推進状況と理事者の御見解をお願い申し上げます。

市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで健康で楽しい暮らしのできる生活や医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化などまちづくりや人づくりもなし遂げていくことに期待できるユニークな施策を全国で今行っております。日本一健康文化都市の静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算制とし、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年から全国で初めて実施しており、集めたポイントを幼稚園、保育所、小学校、中学校にベルマークのように寄附するという用途でも使えるそうです。また、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市、約26%では平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入いたしました。40歳以上の市民が市が認めた運動教室、また健康関連のイベント、健康診断を受診したりすることにより、景品と交

換できるポイントシールの実施、今年度からはより充実化を図るために町内会ごとにネットワークを持つ市の社会福祉協議会に委託してイベント事業を倍増し、健康促進に活動を行っております。このような取り組みは、将来超高齢化を見据えた施策の一つとしては全国に広がりつつあります。本市でも高齢化率約28%になりつつある今、健康マイレージの取り組みを検討し、推進する必要があると思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、災害時要援護者の避難対策について質問をさせていただきます。災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など災害時要介護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立をいたしました。改正法では、これまで曖昧だった個人情報取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされています。従来の制度でも災害発生時における高齢者、障害者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めておられましたが、義務づけではないため作成している自治体は約6割程度にとどまっておりました。今回の改正は、要援護者の名簿の作成が市町村に義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で消防または民生委員など関係機関にあらかじめ情報を提供しますが、災害が発生した場合、同意がなくても必要な個人情報を提供できるということになっております。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人は秘密保護の義務が課せられておられます。名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるためのまずは第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は自治体が入念な準備と整備にかかっておられます。弱い立場の人をどう守れるかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられておられるのは間違いのないというふうに思っております。災害時に個別の支援行動計画、事前に細か

い計画を決めて訓練をするなど、いま一度日ごろからの地域の高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要となっております。本市の自主防災組織が昨年度つくられました。要援護者の名簿も着々と進められておられると思います。対象町内会の個別計画の推進状況、また理事者の御見解をお知らせいただきたいというふうに思います。

今回の改正には、名簿作成義務化のほか避難所における生活環境の整備が明確になりました。安全性を満たした施設確保をすることに加え、食料品、衣料品なども用意し、東日本大震災では避難生活が長期化したことで病気や体調の不良などの原因で亡くなる震災関連死亡が相次いだことで、これから福祉避難所の普及や医療サービスの提供にも努めるとされております。本市の避難所の生活環境の整備について理事者の御見解をお願いいたします。

災害対策基本法改正の成立を受け、名簿作成、個別支援行動計画、消防、民生委員との連携、町内会との連携、防災訓練、避難物資の確保等々本市の今後の具体的な計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、大きい項目の3つ目、教育行政についてお尋ねをいたします。小中学校の空調機器整備についてお伺いいたします。空調整備は、名寄市立病院も終了し、きのうの日根野議員の中でも総務部長の報告でもありました。これから必要な4施設、しらかばハイツ、小学校、中学校、名寄市立大学、また市立図書館の施設には空調施設を進めなければいけないという報告をされておりました。特にきのうは、風連中学校、智恵文中のパソコン教室ということで、着々と小学校のパソコン教室は冷暖房が進められております。近年異常気象があり、6月から10月までの大変に暑い日が続いております。小学校、中学校は365日中220日間という授業が行われ、8時から、また4時まで生活の3分の1をする場であります。近年この暑い中、勉強に支障があるということでPTAが

中心となり、名寄東中学校に1クラス4台の扇風機が設置をされております、3クラス。この3クラスのような状況をやはり名寄市としては平等につくり上げるのが教育行政、教育都市名寄の使命であるというふうに私は感じるものであります。全小中学校の空調施設とは言いません。扇風機等の設置を進めることが必要と感じられますが、御見解をお願い申し上げます。

最後に、全国学力テストの結果を受けてお尋ねをいたします。昨年全国学力テストは小中学校全10科目中、中学校の国語のBが上昇したほかは全国平均を下回り、全国下位、25%の児童は国語、算数の3割を超える人が最低限の学力、基本が身につけていないというふうに言われておりました。本年も北海道の中学校は38位、小学校は45位、高橋はるみ知事も小学校の通信にこのように言われております。子供たちは、基礎的な学習内容が十分に身につけていない。脚力、持久力に関する運動が苦手。テレビ、ゲームの時間が多く、1日の家庭学習の時間が少ないと言われております。本市のこれからの学力、体力向上のための施策をお知らせいただきたいと思います。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高橋議員からは、大項目3点にわたり質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、健康マイレージの取り組みについて、小項目1の健康づくり事業の推進状況について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い、生活習慣病は年々増加し、脳血管疾患や認知症などからも介護を必要とする人がふえ続けており、介護予防の視点、さらには医療費や介護費用の抑制を図ることからも健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の予防対策は重要な課題となっております。

ます。このため本市における健康づくり事業につきましては、平成25年3月に名寄市健康増進計画健康なよろ21、2次計画を策定し、市民一人一人が自分の健康は自分で守ることを基本に生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、生涯を通じた健康づくりができるよう対策の推進を図ってきております。その取り組みの一環として、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつりのイベントの開催、また運動習慣の定着を目的になよろ健康あるキングなどさまざまな機会を通じてスポーツの振興とともに健康管理の大切さや健康づくりに向けての意識啓発に努めてまいりました。さらに、特定健診や各種がん検診などを中心に各地域の中における健康教室、健康相談、冬の健康づくりに向けた健康体操教室などさまざまな機会を利用し、地域や健康づくり団体との連携を図りながら、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた事業の展開を進めてきております。また、生活習慣病は早い段階において生活習慣を見直すことにより予防が可能であると言われておりますことから、今年度から特定健診の対象年齢を国の制度より10歳引き下げ、30歳から74歳までの市の国民健康保険加入者を対象に若い世代から健診を受けられる体制づくりに取り組んできております。このほかに高齢者の介護予防に向けた取り組みは、現在地域包括支援センターを中心に健康づくり体操教室や町内会及び老人クラブでの介護予防教室が展開され、さらに基本チェックリストで生活機能が低下していると判断された高齢者に対しては、介護予防事業を継続的に実施してきております。今後も関係機関や各団体との連携を視野に入れながら、ニーズを把握し、市民の方と一体となって健康づくりや介護予防ができるよう事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の健康マイレージについて申し上げます。市民一人一人が主体的な健康づくりに取り組んでいくためにも、生涯にわたり楽しみな

がら健康づくりへの習慣と関心を高めていける環境づくりが重要と考えております。議員御案内の健康マイレージは、市民の日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する制度であります。現在本市においては、5月の最終水曜日に開催しております名寄市民健康づくりチャレンジデーをきっかけに健康づくりの取り組みを継続するために6月から8月までの3カ月間、身近にできるウォーキングの歩数を参加者同士で競い合うなよろ健康あるキングを実施しております。本年度は81人の参加があり、上位の入賞者は9月28日に開催されますなよろ健康まつりで表彰し、参加者全員に記念品を贈るなど健康づくりへの意欲をたたえ、継続的な運動習慣の定着を目指す取り組みを行ってきております。しかし、屋外でのウォーキングができる時期は限られており、冬の運動不足につながるやすいこと、さらには自分の健康状態を把握していくためにも年に1回の特定健診を受けることは重要となりますが、その指標となる特定健診受診率が平成23年度法定報告速報値では本市29.2%と全道平均23.5%よりは上回っているものの、全国平均32.7%よりは下回っているなど、課題として捉えております。今後生活習慣病予防や介護予防の視点から、さらには健診を受けることにより健康管理につなげていくためには、健診受診率向上や市民に対する積極的な健康づくりへの働きかけは重要と考えております。そのため第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画策定に向けて平成26年度に実施を予定しておりますニーズ調査等において健康づくりや介護予防事業に対する希望や意見を把握し、あわせて市民の健康に対する意識を高め、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みについても研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の

2、災害時要援護者の避難対策について申し上げます。

まず、自主防災組織、要援護者の名簿、対象町内会の個別計画の進捗状況についてであります。災害対策は自助、共助、公助が基本となりますが、東日本大震災の経験から、まずは自分の身は自分で守ることが一番重要なポイントとなります。それとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識により組織した自主防災組織は、災害時に地域住民が連携、協力して初期活動や救出、救護活動を初め、災害時要援護者の避難誘導などに取り組むことにより減災を図ることができます。平成22年7月の大雨により被災した旭ヶ丘町内会と風連南区町内会は、被災後独自の危険マップの作成、災害時要援護者の支援者確定や避難方法の見直しなどの取り組みを行ってきております。これらの町内会を含め、自主防災組織は9月4日現在で12の町内会となっており、ほかに15の町内会で立ち上げに取り組んでいるところであります。

次に、災害対策基本法が改正され、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけることとなりましたが、本市では昨年10月から手挙げ方式で取り組み始めております。現在46の対象町内会において155人の災害時要援護者名簿を市と地域で共有しているところであります。また、これらの名簿につきましては消防、警察、民生委員などとの情報共有も可能とする体制も整えており、いざというときには人命を守る有効な手段となると考えております。

続きまして、避難所の生活環境の整備についてであります。本市では平成22年7月の大雨災害時に避難所を開設しており、そのときの教訓から、避難所開設の役割分担の明確化、備蓄、食料や毛布などの速やかな搬入など、開設の円滑化を基本に訓練などを行ってまいりましたが、新たに東日本大震災以降の避難所運営指針により女性やお年寄り、また子供などの視点で避難所生活における

備品や備蓄資材などにも一層配慮して運営していくことが求められております。また、災害時要援護者の高齢者や障害者の方々の避難所での対応についても平常時では福祉サービスなどの提供があることを前提に生活が成立していることもあり、長期にわたる避難所の設置を想定した場合、男女共同参画などの視点とともに、福祉部局や医療関係者が支援に入り、生活機能はもとより、生命の確保も進めることが必要となります。これらの対応も含め、避難所の整備に当たっては衣食住に係るもの、また薬品などの備蓄などについても必要性の検討を進め、可能な物資については避難所となる施設に一定程度配備することなど、他市の状況や本市の実情及び力量に照らし合わせて対応を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害対策基本法改正案の成立を受けてありますが、災害対策基本法の改正について、現在国がこの法の改正点や今後の執行の具体的な事項などを都道府県に説明しているさなかであり、今年中に北海道から各自治体へ説明する予定とのことであります。これらの動向を注視し、他市との情報交換を行いながら、本市としましては災害時の要支援者の個別計画のさらなる推進及び消防署、民生委員などとの連携による災害対処、また防災訓練につきましては冬期間における避難所の環境を意識した訓練も必要と考えております。避難所の物資につきましては、平成22年7月の大雨災害を契機に原則として1夜500人分の局地的な災害の対応を基本とした食料、毛布などを計画的に備蓄してきておりますが、災害の規模が大きくなるときには民間や自治体との協定により物資の確保を行うなど、本市の実情を踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の3、教育行政について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、市立小中学校の空調機器整備についてお答えをいたします。まず、名寄東中学校の教室に空調機器、扇風機が導入された経緯についてでございます。昨年度より保護者から教室に扇風機を設置してほしいという要望があり、学校とPTA役員会において導入に向けた検討がなされました。当初ポータブルの扇風機を1教室に2台試験的に設置したところ、効果が薄いということで、他の学校の導入事例等を参考に壁設置型の機種を1教室に4台設置することになったところでございます。また、導入に当たりましては1教室当たり6万円から7万円の経費が必要なことから、PTAの会計から経費を捻出する関係上、風通しが比較的悪いということ、また受験生である、受験を控えているということなどを考慮して、3学年の普通教室に設置をすることとなったと聞いております。教育委員会といたしましては、これまで各学校には窓に網戸を導入するなどして暑さと、それからスズメバチなど害虫の侵入対策に対応してきましたが、学校の要望に十分に答えることができない状況でございます。また、議員御指摘のように、近年の異常気象とも言われるような暑さが続く中、子供たちが良好な環境の中で学校生活を送るためには何らかの空調機器を各学校に導入することも有効な手段とは考えてはおりますが、名寄東中学校の例を見ましても全校に空調機器を設置するためにはそれ相応の経費もかかることから、導入に当たりましては学校への各種事情等がありますので、聞き取りや有効な他の方策がないかなどを協議をしながら、慎重に対応していきたいと考えているところであります。

次に、小項目2、全国学力テストの結果を受けてでございます。全国学力・学習状況調査の結果と学力向上の取り組み状況についてお答えをいたします。本年度の本市の全国学力・学習状況調査等の結果につきましては、現在詳細な分析を進めておりますので、昨年度までの同調査の結果から得られた本市の児童生徒の学力、学習状況の主な

傾向について申し上げます。小学校の算数では、基礎的な知識及び技能の習得において徐々に改善の傾向が見られ、その中で数量や図形についての技能の定着状況がよくなってきております。また、中学校国語でも基礎的な知識及び技能の習得において徐々に改善の傾向が見られ、その中で書く能力の定着状況がよくなってきております。しかし、基礎学力を初め根拠を明らかにして考えるとか、物事を関連づけて考える、そして考えたことを条件に応じてまとめあらわす力を身につけさせることや家庭での学習習慣の定着を図ることが継続的な課題となっております。このような課題を踏まえ、教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みを推進しております。具体的には、学習内容を確実に身につけさせるため、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などを工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る取り組み、また思考力、判断力、表現力等を育むために、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図る取り組み、また主体的に学習に取り組む態度を養うため、全小中学校で一貫した学習規律、学習習慣の確立を図る取り組み等を行っているところであります。

なお、本年度の本市の全国学力・学習状況調査の結果の公表に当たっては、国語、算数、数学の調査において全国と比べ成果の見られた設問と課題の見られた設問及び改善策の例、児童生徒の学習や生活の状況において望ましい傾向と努力を要する傾向及び改善策の例などをまとめ、市のホームページに掲載をしております。また、教育委員会といたしましては、この結果、分析を踏まえ、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みの改善、充実を図るとともに、学校はもとより家庭や地域の方々などとの連携を密にしながら、目標

や課題を共有する中で各学校のニーズに応じたきめ細かな支援を一層充実させてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） では、再質問を進めさせていただきたいと思っております。

まず、健康マイレージについてお聞きをいたしました。名寄は、健康づくりチャレンジデーだとか、また健康まつりのイベント、運動習慣にはなよろ健康あるキングということで進められて、特定健診等々の部分でも全国まではいかないけれども、道よりも若干進んでいるというふうに報告を受けました。その中で本当特定健診は、これ国保の部分の健診率だというふうに思っているのですけれども、名寄全体とすれば社会保険の方々、共済の方々もおられますし、国保で29%ということは状況から見ればきっと人数的にも国保が一番多いのかなと、人口的にも。そして、よく社会保険、共済というのは御主人が入っていますので、奥様には特定健診を受けてくださいというものが届くのですけれども、なかなか行ける人もいるし、行けない人もいるということで、名寄市全体の健診の受診状況というのがわかれば教えていただきたいというのと国保の方々というのは名寄市で8,000だったか、ちょっとうろ覚えなのですが、何千人の方が国保に加盟されているのかお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 国保の被保険者全体については、ちょっと把握はしておりませんが、国保の特定健診の対象者といたしましては国が示す法定義務づけの部分では40歳から74歳までということでございまして、その対象人数は5,152人ということであります。受診者が1,506人ということで、率として先ほど申し上げました29.2%ということであります。先ほど申し上げましたが、ことしからは30歳からというこ

とにさせていただきましたが、23年度につきましては35歳から39歳までを独自にということをやっております、対象者が235名、受診率で41名で17.4%というような状況であります。

また、市内全体の各保険者の受診率については把握はしておりませんが、がん検診等では市民全体が対象となっておりますので、申し上げます。名寄市の場合、胃がん検診の場合は16.5%、北海道は10.8%、全国では9.2%です。それから、子宮がん検診では名寄は24.9%、北海道は29.2%、全国では23.9%、肺がん検診につきましては名寄は19.2%、北海道は11.5%、全国は17%です。乳がん検診は、名寄は23.9%、北海道は25.4%、全国で18.3%、大腸がん検診は名寄は20.0%、北海道は15.9%、全国では18%ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。でも、これの対象を見ると、16.5%のがん検診だとか、子宮が24.9、肺がんが19.2、乳がんが23.9、大腸がんが20%ということで、これでいってもやっぱり約80%の方は検診受けていないという状況になるのですよね。そして、特定健診も1,506名は受けているのですけれども、残り約3,600名の方は受けられていないという状況の中で、やはり国保の基金が8,000万円あったとしても、残りの3,600名の方が一つの病気になった場合もう8,000万円なんてすぐなくなる基金ではないかなというふうに思いますし、今回東京オリンピックが決まりました。そのときに猪瀬さんがこう言われていたのです。高齢者の方々は、皆さんが運動してほしい。なぜかと思ったら、介護料と健康保険料、医療費が下がるし、若者はスポーツしてほしい。それは、仲間をつくって、そしてそういうきずなをつくるためにスポーツは進めてほしいのだというお話をされておりました。この健康マイレージというのは、予算がかかる部分でもないですし、各市町村、一番最初に袋井市が始

めたのは平成19年なのです。そして、日ごろの健康づくりだとか実践状況をポイント化して、そのポイントを幼稚園、保育所、小学校、中学校に寄附したり、公共施設の利用券にしたりして人づくりやまちづくりに貢献できる制度であると。そして、全国で先駆けてやったのですけれども、袋井市の行政評価では極めて効果的であると。もう続けて行って、やはり介護料、そして医療費の削減をしていこうという評価になっている。そして、福岡県北九州でもここでは健診だとか、あと景品との交換、ここは高級景品があるそうで、それを目当てに皆さんが頑張っている。行政評価でも成果の状況、活動の状況が順調だと。参加者も前年度より1.3倍ふえていると。そして、茨城県のつくば市では参加された方は全員に応募の資格があって、参加の景品が当たる。そのほかに応募された方が抽選で豪華景品がもらえるという、その部分もあるのですけれども、この中で市の保健福祉部長の答弁でこのように言っているのです。年度途中から事業を開始だったため、市民への周知が十分ではなかったと。しかし、358名の参加者でございましたが、参加した市民からは初めてみずから行動を変えることができた、来年もぜひ継続して実施してほしいという意見が続出したというふうに言われていますし、佐賀県の鳥栖に埼玉県の三郷市議会が視察に行かれたそうなのです。そして、市民福祉常任委員会の行政報告にはこのように言われています。ポイントを集めて楽しむことが知らず知らずのうちに健康づくりを実践しており、結果として健康のすばらしさに気づき、その健康づくりを継続していくという動機づけの支援であると。平成24年の実績では、参加者1,208名であったと。それがもう60代の方々が多く、1,208名のうちポイントを交換し、景品をいただいたのは339名の方々と、この佐賀の鳥栖市では健康マイレージ事業に参加されていたと。

先ほどの名寄でもなよろ健康あるキングを進め

てある程度景品を差し上げるというふうに言われておりました。名寄では、やっぱり高齢化率28%ですから、約8,000名の高齢者がいるという部分だと思うのです。それで、やっぱりなよろ健康あるキングに81名というのはちょっと少ないのかなという。やっぱり市民周知だとか、そういう部分の努力も必要ではないかというふうに思いますし、やはり運動できる体制をどんどん、どんどんふやしていく必要があると思うのですけれども、その辺の考えについてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まず、先ほどの特定健診の関係だったのですが、名寄市が29.2%と申し上げましたけれども、名寄市といたしましては特定健診の対象者のうち4割が病院に既に通院されている方でありますので、それ以外の部分を新規に勧奨していくということをやっております、大体年間200名程度の方が未通院者として健診を受けていただいているというような状況もありますので、少し健診率が下がっているというようなことがございます。

また、今の健康マイレージの事業につきましては、静岡県と、それと県内の市町が共同で実施している先進的な事業ということで、全国知事会の先進事業の先進政策バンクというホームページに紹介されておりました。それでまた、議員からの御紹介のありました静岡県袋井市につきましては市独自の事業として、県には乗っからず、7年前から取り組んでおられまして、ポイントをみずから必要なサービスと交換するほか、学校へのポイントの寄附ですか、これを選択できる仕組みを整えておられまして、健康づくりをボランティア活動ですとか社会貢献につなげるというような波及的効果も出ていますと伺っております。それで、健康マイレージは、市民の健康づくりに取り組むインセンティブでもありますので、有効的な手段の一つであると考えておりますので、道内でも既に

何力所か実施されているという情報も得ておりますので、その実施内容ですとか、あと効果、それから経費、課題など調査研究させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひ進めていただきたいというふうに思います。道内も2カ所これをやられていて、健康づくりはやっているのですけれども、静岡県袋井市だとか、静岡県全体で今進められているのですよね。そして、静岡県は県自体で健康マイレージを進めて、ポイント制にしてその地域、地域にお店の対象者をつくって、そのポイントによって何%削減、商品の10%削減だとかを進められているみたいです。本当に名寄でも健康づくりに一躍できる部分だというふうに思いますので、進めていただきたいというふうに思います。

あと、よく市民から言われるのです。先ほど言った冬の健康対策、名寄は一応本当に素晴らしい日進の健康の森があって、よくハイキングだとか歩かせていただいていますと。でも、なかなか冬になると歩く場所がないというのです。前回も何回か私も冬、小学校の体育館だとかスポーツセンターを高齢者に開放して、この日、1週間に1回歩く、ウォーキング日だとかをつくって、無料で、歩くだけですから、歩かせていいのではないかというお話をさせていただきましたけれども、市として冬の対策をどう今検討されて進められているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほど静岡県含め、北九州市も含め、先進事例のお話ありました。名寄市は、過去に健康マイレージという形ではないのですけれども、健康の森を大々的につくって、パークゴルフやさまざまなスポーツも含めて、後期高齢者の保険料が去年で終わったと思うのですけれども、全道35市のうち唯一6年間軽減を受

けた市でもありました。お隣の合併した風連町も同じような経過出ていまして、これについては高齢者の皆さん方のスポーツ振興が自分たちみずから楽しんで、みずから企画して大会やったり、近隣のところへ出かけていくと。こういう素晴らしい実績は、行政が施設の整備と維持管理はしましたけれども、大会の企画運営、行事、イベント等について特に企画しなくてもそういう面ではしっかり市民の皆さん方が自発的、自立的に行ってきたと。そういう中で町内会の対抗のパークゴルフ大会があったりとか、それからサッカー少年団でいうとお父さん、お母さんも参加してもらうような芝生のグラウンドをつくったことによる効果があったりとか、陸上競技場のグラウンドも含めて高校生と小学生、中学生も一緒になった形の練習であるとか、さまざまな動きがあったというふうに聞いております。

課題の関係につきましては、健康の森は冬期間については歩くスキーということで取り組んだ時期もありまして、学校で小学校でもいろいろやった時期もありますけれども、授業時間全体の枠組みの中で、歩くスキー等については少し楽しむ方が減ってきているのか、この辺も踏まえまして、それから多少自己負担はかかるのでしょうかけれども、スポーツセンターの階段、廊下周辺を歩くであるとか、トレーニング室を使うであるとかというさまざまな利用する団体の方々もふえていますので、この辺については市民皆スポーツを掲げている体育協会等も含めて、健康増進に役立つような冬期間の軽スポーツについても検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。ぜひ冬のスポーツを推進できるようにお願ひいたします。高齢者の部分でいいますと、歩くスキーはなかなか難しいのかなという部分がありますので、軽くウォーキングできる場所を提供できる体制をお願いいたします。

次に、災害対策基本法改正についてを御質問いたします。先ほど扇谷部長から46町内会、約537名中155名の要援護者の名簿の作成が完成されたというふうに言われて、名寄旭ヶ丘町内会、名寄風連南区町内会はこの名簿を作成し、町内会独自の救援体制だとか、どう進めて、また12町内会、これから15立ち上がるというふうに言われておりますけれども、名寄は82町内会ありますので、その残りの部分はどうかということをやっとお知らせいただきたいというふうに思います。

今回国で災害対策基本法の改正案では名簿の作成がもう義務づけられてくるということで、まだ道から連絡来ないということと言われておりましたけれども、この名簿だけはやっていかななくてはいけない部分だと思いますので、その部分をどう進められるのか、あればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 82の町内会があるわけですが、現在46町内会、155人の方からの、これは手挙げ方式という形で名簿の作成を既に行って、町内会と共有させていただいているということでありまして、しかしながら、私どもが本質的に支援が必要と言われる方の名簿につきましては537名という形で押さえておりますので、最低ラインはまずここということになります。これから実際に手を挙げていただいて、本当に支援が必要かどうかという判断なり見きわめをしっかりとすることが第2弾になるわけでありまして、できれば町内会の中でそれぞれ支援の必要な方々に対する個別支援の計画というものをあわせてつくっていただかないと、名簿だけ作成しても実際の支援にはまだ至らないということもありますので、それは第3弾としてしっかりとそれも進めていただくということになるわけでありまして、これ実際に名簿を押さえている段階では、本当に全ての方に対して支援が必要なのかどうかと

いうところの押さえまではまだ十分できてはいないということがありまして、行政であってもなかなか御連絡を差し上げても本人の状況をすべからしくしっかり伝えていただくということができにくいという、そんな状況もそれぞれ個人、個人の方で事情をお持ちでありますから、そここのところは個人情報との壁が少しあるということも含めてありますけれども、今後掘り起こしはしっかりとやって、手を挙げていただきながら、なおかつ支援策も個別計画という形でつくれるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願いたします。

手挙げ方式がいいのかどうかという部分があります。今回災害対策基本法の策定に関しての部分で、18名の方に全国で策定をしていただきました。この中でやはり今回の東日本大震災のときに要援護者の御主人が寝たきりでした。でも、母親は要援護者ではなかった。でも、波が来たときに助けてと言ったそうです。でも、助けられる状況ではなかったのです。30分間の中で要援護者を助けられる体制というのは非常に難しく、その奥さんは私たちを放っておいて逃げてくれと言ったと。やはり名寄は地震だとか、そういう災害というのは少ないですけれども、結局いつ何が起こるか分からない。今回あさって21日からロータリーでライラセミナーというのが、防災セミナーを行わせていただきます。全道の若い青年にピヤシリに来ていただいて、防災の訓練、私もその中に入ってちょっと寝させてもらおうかなと思うのですけれども、アルミホイルの袋に入れてどんな状況で一夜をできるのかと思ってやらせていただこうかなと思うのですけれども、その状況になるときに、やはり私は支援が、この要支援をどういう体制にするのかというのが一番重要な部分ではないかなというふうに思っているのです。そして、この要支援の部分では、関係機関共有方式が

進められているところが多いのです。防災関係部局だとか福祉関係部局、自衛、防災、町内会、そして民生委員だとか消防全部含めてここの人は必要なのだよというところには一応アンケートを出して、拒否はしていないなというところは全部要援護者として名簿に連ねるといふ、そういう規則をつくって条例化するということもありますし、名寄の手挙げ方式だと、家族が元気な場合、要援護者が1人いる場合、昼間家族元気な人は仕事に行っているよ、でも援護者は中にいたらその援護者は助けられないというふうになってしまうと思うのです。だから、手挙げ方式が本当にいいのかどうかという部分をこの中では言われておりました。もう一つは、同意方式ということで、先ほど扇谷部長が言われたように町内会、また福祉機関、そして民生委員、そして防災関係等々含めてみんなで町内会にいるそういう要支援者のところに行って同意を得る。こういうことがあったときには、地域の私たちがあなたを守ってあげますよという同意方式も必要ではないのかなという思うのですけれども、先ほどの部分とこの方式の部分、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私ども早く始めたということもありまして、手挙げ方式という形でしっかり本人の意思確認をさせていただける一番いい手法だということも含めて対応させていただいております。その結果が現在のところ46町内会155人の届け出ということでありますが、この手挙げ方式、現在の段階でも個別の支援計画がしっかり組み立てが終わっている方というのは実は60人しかおりません。これ以外にも実は町内会それぞれの独自の取り組みがありまして、個別支援計画はつくらずともしっかり助ける体制はできているよというところもありますから、ここのところ全て数字だけの判断はできませんけれども、やはりせっかく手を挙げていただいて支援が必要

ということで町内会と名簿の共有をしても、町内会としてはなかなか個別支援という確定的なところまではいかないという事情があります。これたくさんの方が要支援名簿、母集団という形で私どもも持っておりますが、この今後の取り扱いにつきましてはやはり手挙げ方式で手を挙げていただいた方にしっかり支援の体制ができるような体制づくりをまずは始めようということで、もう今も私ども担当が町内会と日々連絡をとり合って何とか計画できないでしょうかねという話をさせていただいております。この間取り組みの中で町内会の皆さんに大変いろんな形で御意見をいただいて、これ御意見いただくということは相当町内会もやはり必要な事業という認識を持ってやっただいています。ですから、町内会、町内会と言っているばかりではなくて、これは1つはやっぱり行政としてどういう支援ができるかということもあわせてしっかりお知らせをしないといけないということもあります。まずは、今現在やっている手挙げ方式の中でしっかり個別支援計画が必要な方をしっかり救っていかうと、やっていかうところ、ちょっと力を注がさせていただきながら、今後国の法律の枠組みの中でのいわゆる名簿の扱いにつきましても、これから北海道通じて情報とか入ってくると思いますので、中身としては大変難しい問題になるのだろうというふうには思っておりますけれども、しっかりその辺の情報も得ながら、今後どういった進め方が必要か、これにつきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

その中で福祉避難所の部分を明確にしないという部分も書かれておられました。東日本大震災の場合は、やはり震災、女性、障害者、高齢者、そして幼児の避難の方々が大変困った部分があったということです。その中でやはり女性が避難所に行った場合どうするのかという部分と福祉避難所

の指定をされているのが今年の3月の時点で全国市町村で41.8%しかなかったというのです。でも、名寄はきっと福祉避難所という項目の部分というのはないと思うのですけれども、これから検討されていくのか、それともこれから名寄南小学校も建ちますし、やはりそういう部分にしっかりと設置をしていかないと、備蓄等々含めて設置していったほうがいいのではないかなというふう思うのですけれども、答弁をお願いしたいと思います、短く。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで議会等の答弁の中で若干お話をさせていただいておりますが、体制としましてはやっぱりいつとき避難所というところに重点を置きながら、この間私ども対応させていただいたということでもあります。これ私どもの地域防災計画の中で、いつとき避難所とは別に収容避難所というような、少し長期間にわたっての滞在が可能な施設として現在37の施設を指定しておりまして、こうした中でやはり福祉避難所の考え方を織り込むことが可能かどうかも含めて、今後少し検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 時間もありません。最後に教育部長、先ほど言った扇風機、1クラス約6万5,000円ぐらいです。6万5,000円で約五、六十だと思うのです。四、五百万円で快適な児童の環境をつくれるというように思うのですけれども、ぜひ頑張ってください、御足労いただき、小学校、中学校の扇風機をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の基幹産業を守るために外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問をまいります。

初めに、名寄市の基幹産業を守るために、1点目、局地的集中豪雨による今後の対応、対策についてお伺いいたします。本年夏、特に8月以降全国各地で記録的な大雨による被害が相次いでおり、北海道内においても記録的短時間大雨情報が全国都道府県別で最多の10回を超えて発表されるなど、短時間で局地的に大雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が多発しております。当地域においても6月、7月の少雨干ばつから一転して、8月に入って以降連日のように雷を伴った局地的な集中豪雨が頻発しておりましたが、8月20日、畑作地帯である市内智恵文地区において強風とひょうを伴ったゲリラ豪雨が発生し、収穫目のスイートコーンがなぎ倒され、降ひょうによりレタス、白菜、キャベツなどの葉が裂けるなどの被害が確認されました。同時に排水溝があふれ、カボチャやスイートコーンの畑が冠水する被害も発生し、収穫が皆無となった圃場もあり、収穫期を前にした農作物、そして農家に大きな損害を与えました。ことしも春の天候不順による播種、定植作業の大幅なおくれから始まり、そしてその後の高温干ばつの中での管理作業と大変な苦勞をして育ててきた作物が収穫できなくなるということほど農家にとってつらいことはありません。特にことしのようなこれまでに経験したことのないような大雨やゲリラ豪雨の頻繁な発生など異常気象が異常でなくなってきている今、このような状況に対応できるよう排水溝の改良または河川の整備等を含めた抜本的な排水能力の改善がこの地域の畑作野菜経営を守っていくためには何にも増して必要な状況になってきていると考えますが、今回の集中豪雨によ

る被害を受けての市としての今後の対応、対策についてお考えをお伺いいたします。

2点目、農作物被害に対する支援の考え方についてであります。前段申し上げた8月20日の集中豪雨、強風、降ひょうによる農作物被害面積は41.6ヘクタール、被害戸数は延べ16戸に上るといふ調査結果が出ておりますが、その中でも被害の程度において今後の生育によっては多少の回復が期待できるものも一部ある一方で、壊滅的な被害を受け、収穫が皆無となったものもあります。収穫ができないということは、翌年の再生産も全くめどが立たないということであり、このような状況が農家の経営に大きな影響を与えるということは明らかであります。そこで、被災農家に対する行政としての支援の考え方についてお伺いをしたいと思います。

3点目、有害鳥獣の現状と今後の対策についてお伺いいたします。さきの第3回臨時会において今年度のヒグマ出没への対応、対策についてということで緊急質問をさせていただき、例年になく早い時期での出没、目撃情報に対しての適切な対応を求めさせていただいたところでありますが、その後のヒグマ出没や被害の状況、それらの状況を踏まえての今後の対策について改めてお知らせをいただきたいと思います。

大項目2点目、教育行政にかかわって3点についてお伺いをいたします。1点目、名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性についてお伺いいたします。スポーツ栄養学、心理学など大学の持つ専門性を生かし、地域のスポーツレベルの向上、トップアスリートの育成、生涯スポーツの推進など地域のさまざまなスポーツ活動を支援しようという目的で名寄市立大学の学生によるアスリートサポートが本年5月に発足したということであり、学生自主的な活動組織ということですが、この取り組みは地域のスポーツ振興のみならず、大学と地域のかかわりや市立大学を持つ自治体としての意義がより一層高ま

るものと期待をするところであります。そこで、この取り組みに対しての支援の考え方なども含めた今後の可能性についてお考えをお知らせ願います。

2点目、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。情報化社会が進み、またインターネット等の普及により、子供たちの読書離れが言われて久しくなっている中、当市におきましては名寄市子どもの読書活動推進計画に基づいてさまざまな取り組みがなされてきたところであります。2007年度から2011年度までの第1次計画の検証をもとに2012年度から第2次計画での取り組みが進んでいる段階であります。第1次計画の検証に基づいての第2次計画での主な取り組み、また現段階での計画推進の状況等についてお知らせを願いたいと思います。

3点目、学校力向上総合実践事業の具体的な取り組みについてお伺いいたします。先般全国学力テストの結果が公表されましたが、このことは先ほどの高橋議員の一般質問の中でも触れられておりましたので、詳細は申し述べませんが、北海道はやや改善は見られるものの、依然として小学校、中学校ともに全国平均を下回り、下位にとどまっている状況であります。このような状況を踏まえ、子供たちの基礎学力を保障するためには、学校全体の教育力が欠かせないという考えに立ち、管理職のリーダーシップのもとでの包括的な学校改善の推進と実践的な校内研修を行うことにより若手教員を育て、そこから将来のスクールリーダーを輩出するという目的のもと、道教委による学校力向上総合実践事業が平成24年度より指定校7校で先行実施、今年度新たに7校を指定し、14校の指定校で本格実施が開始されております。この事業で昨年度より名寄小学校が実践指定校に選ばれ、あわせて近隣校として選ばれた名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が指定校での授業の成果を吸収するという体制の中で、名寄市全体

の教育力の向上を図り、子供たちの学力向上につなげていくという取り組みがなされているところであります。そこで、当事業における実践指定校並びに近隣校においての具体的な取り組みについて伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ただいま山田議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、名寄市の基幹産業を守るためにの小項目1、局地的集中豪雨における今後の対応、対策については私から、小項目の2、農作物被害に対する支援の考え方について及び小項目の3、有害鳥獣の現状と今後の対策については経済部長から、大項目の2、教育行政にかかわっての小項目1、名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性については大学事務局長から、小項目の2、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画について及び小項目の3、学校力向上総合実践事業の具体的な取り組みについては教育部長からの答弁とさせていただきます。

大項目の1の小項目1、局地的集中豪雨における今後の対応と対策についてお答えをいたします。この夏は、8月中旬以降名寄市内の各地区において狭い範囲の中で集中豪雨が発生いたしました。8月20日の智恵文地区を襲った集中豪雨につきましては、降ひょうを伴ったものとなり、農作物が被害を受けたところであります。このたびの局地的な集中豪雨により、河川や道路排水が一時的にあふれましたが、これら施設はゲリラ豪雨などに対応した整備とはなっておらず、またその対策を講じたものでもございません。河川、排水ともそれぞれ勾配などにより流域を持っており、その流域から流れる水を受けるための断面としております。今回の被害のありました智恵文地区の報徳川につきましては、智恵文地区道営畑地帯総合土地改良として昭和50年度より事業を着手し、農道、明渠排水、客土、暗渠、農地造成、区画整理

など受益面積約2,200ヘクタールの整備を行ったものであり、市道南1号線道路及び報徳川は、この事業の中で農道、明渠排水路として整備を行い、事業完成後に市道及び普通河川として認定した施設であります。当時報徳川は、排水としての基準により補助事業を入れ、整備を行っており、ゲリラ豪雨などを考慮した整備断面計画とはなっておりませんが、他の地区においては同様な条件から、冠水被害などが発生している箇所について簡易な改修により改修が可能な箇所については維持管理の範囲の中で対応を図ってきております。報徳川につきましては、流末が天塩川本流となっていることから、排水の高さ調整などの対応は難しく、単純に河川断面を大きくするなどの手法が想定されますが、多額な工事財源と用地買収など地域の協力が必要となることから、現在これらの手法について検討を行っているところであり、また報徳川の課題の一つであります国道横断部分につきましては現在北海道開発局と協議を開始しておりますが、どのぐらいの断面が必要かなど市の計画に合わせての対応となりますので、時間がかかるものと考えております。今後も開発局などと協議を重ね、課題解消に向けて対応を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目1の小項目2、農作物被害に対する支援の考え方について申し上げます。

8月20日の智恵文地区における局地的な大雨と降ひょうによる農作物被害につきましては、さきの行政報告でも報告いたしました。被害状況はスイートコーン15.2ヘクタール、カボチャ21.9ヘクタール、キャベツ3ヘクタール、白菜0.1ヘクタール、てん菜1.1ヘクタール、レタス0.3ヘクタールの合計41.6ヘクタールとなっております。特に葉物野菜のキャベツ、白菜、レタスにおいては収穫途中や収穫を目前にした時期でも

あり、作物によっては収穫に結びつくものもあることから、被害額は今後の推移によりますが、共済制度もないことから、生産者の被害は大きなものと認識しております。今回の農作物被害においては、市長の状況調査のほか、所管常任委員会で調査を行っていただいたところであり、ここ数年この地方の天候は不順であり、平成22年と23年は冷湿害並びに高温、大雨、湿害による被害がありました。特に今年度は局地的な豪雨など異常気象が続いており、被害が発生した場合、より迅速な被害状況の把握はもとより、営農技術対策などにおいて関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

また、支援策においては、各農家ごとの被害額の状況を見きわめながら、次年度における再生産への影響などを考慮し、必要な措置を道北なよろ農業協同組合とも協議してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、有害鳥獣の現状と今後の対策について申し上げます。行政報告で昨年より上回る出没状況をお知らせしましたが、9月2日現在では昨年47件に対し今年度43件と4件少ない状況となっております。本年は、7月に智恵文更正地区で小麦の被害と中名寄名風線林道で子熊2頭が確認されました。あわせて今年度もスイートコーンを目当てとした出没があり、例年より早い出没情報が寄せられました。昨年より少なくなった要因としては、風連地区においては旭地区、東風連地区で電気柵を設置していただいた農家がふえたことにより、山の中や池の上地区、日進地区で熊が確認されましたが、人家の多い地区への出没に至らず、人目に触れる機会が減り、報告数が減少したものと考えております。智恵文地区では、昨年と同様、智北、八幡、北星、智東、更正地区に出没があり、智恵文地区においても智東、智北地区で電気柵を設置した畑には被害のない状況が確認されており、今後もヒグマ被害を防ぐ有効な手段として農家へ電気柵の設置をお願いしてい

たいと考えております。

ヒグマの出没状況の周知については、出没箇所への看板設置、周辺住民への周知、町内会への周知によって危険周知をしており、あわせて猟友会、警察署、農協へも情報周知を行い、連携し、危険回避に当たっております。今年度は猟友会、警察署、農協と7月に事前協議を行うとともに、人家の多い地区への出没があった場合のパトロール体制を確認し、新たに農家へ電気柵や防衛対策の周知を文書にて行ってまいりました。捕獲対策においては、たび重なり出没した智恵文地区2カ所と中名寄2カ所に箱わなを設置しましたが、捕獲には至っておりません。今後とも関係機関との連携を密に対策を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大項目2、教育行政にかかわって、小項目1の名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性についてお答え申し上げます。

名寄市立大学アスリートサポート同好会は、本年5月に大学に対して設立の届け出がなされました学生の自主的な活動団体であります。この同好会は、地域のスポーツ活動団体と連携して学生みずからが学びながらスポーツ栄養やスポーツ傷害の予防、メンタルトレーニングなどのスポーツ活動における課題の解決をサポートしていくことを主な目的としてお聞きしております。現在までの主な活動状況は、7月の大学祭などでスポーツ栄養に関するセミナーの開催や7月29日から8月1日までの4日間、中学生や高校生を対象としたジュニアアスリートキャンプを開催し、スポーツ活動における体調管理や調整に関するアドバイスなどを行い、好評を得てきていると聞いております。この同好会の学生たちは、学生の身分であるけれども、自分たちも学習をしながら、競技者を目指す中高生のためにできることをしていきたいと豊富を述べております。大学といたしまして

は、顧問の指導教員とともに、この同好会の活動を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2の小項目2と3につきまして答弁をさせていただきます。

まず、小項目2、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画についてお答えをいたします。名寄市では、平成19年度から5カ年間の第1次計画を推進し、平成23年度に読書に関する意識調査、第1次計画の取り組み状況の検証を行い、平成24年度から第2次の計画をスタートいたしました。第2次計画は、1つには子供がいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう子供の成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図ること、2つ目には読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を深く生きる力を身につける、この2つを目的に掲げ、図書館が中心となり、家庭、幼児施設、学校、ボランティア団体が連携、協力を強め、取り組んでいくことといたしました。

第2次計画から新たに実施いたしました取り組みについては、1つは学校や図書館の読み聞かせボランティアと図書館とで名寄市読み聞かせ連絡会議を発足させ、活動の情報交換や読み聞かせボランティアの今後の運営などについて意見交換をするとともに、読み聞かせ技術の向上のための研修会や講演会を開催してまいりました。2つ目には、北海道立図書館の市町村支援事業を活用し、昨年は智恵文小学校で学校ブックフェスティバルを開催し、本年は2校を計画をしているところがあります。3点目には、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して学校専用貸し出し図書830冊を購入し、昨年7月から貸し出しを開始しております。そのほかに乳幼児向け絵本を6冊セットにしたぺんぎんセットの貸し出し、図書館だよりの発行、図書館職員が幼児施設や学校に出向いてテ

ーマに沿って本の紹介と本に興味を持ってもらうためのブックトークや読み聞かせの実施などに取り組んでおります。これらの取り組みを通しての成果としては、関係機関、団体との連携と協力体制が強まってきていることと子供の本に対する興味の高まりが感じられ、利用者などからも好評を得ておりますので、今後も内容の充実に努めながら継続をしてまいります。

また、学校図書室とは学校図書室担当者会議を開催をし、学校図書室の状況把握を行い連携を深めるとともに、学校図書室へのアドバイスやシステムの支援、巡回文庫でありますやまゆり号の巡回などに取り組んでおります。そうした学校との相互協力により、学校図書室を楽しんで利用する児童や本の利用もふえている状況にあると学校の担当者からの報告がなされてきております。これからは子供が本に興味を持ち、楽しんで読書に親しみ、本から多くのことを学べる環境をつくるため、第1次計画からの継続事業を含め内容の充実と創意工夫に富んだ事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、学校力向上に関する総合実践事業の具体的な取り組みについてお答えをいたします。北海道教育委員会が実施をする本事業の趣旨についてであります。学校改善の取り組みはこれまでも道内外でテーマ別にさまざまな研究指定が行われ、事例集や指導資料等の形での成果が蓄積をされてきております。こうした先行事例等を十分に踏まえて管理職のリーダーシップのもとでの包括的な学校改善を推進することにより、従前の研究成果のさらなる普及に資するとともに、当該校から将来のスクールリーダーを輩出する新たな仕組みを構築するため、昨年度試行実施がされました。本市では、実践指定校として名寄小学校、その事業の成果を効果的に吸収をする近隣校として名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が指定を受け、基礎学力の保障、初任者研修の自校実施、放課後のテーマ研修への近隣校等の

教員の受け入れなどに取り組み、学校改善及びスクールリーダーや初任者等の育成を図る体制づくを進めてきたところであります。また、本格実施となった本年度は、近隣校として小中学校の連携の視点から、新たに市内4つの中学校を加え、これまでの取り組みを拡充し、推進しているところであります。

本事業の内容は、教育課程、地域、家庭との連携、人材育成、研究機関との連携等4つの領域で構成をされており、その中で本市の実践指定校、近隣校が重点的に取り組んでいる具体的な内容について申し上げます。1点目は、全国学力・学習状況調査等の結果に基づく学力や学習、生活の状況等の現状、課題の徹底的な分析及び具体的な改善策の構築であります。2点目は、基礎学力を保障する教育課程指導方法の工夫改善として、学習内容の確実な定着を図る年間指導計画や1単位時間の指導課程の工夫改善、学習内容の習熟の程度に応じた指導の充実、小学校高学年の放課後の補充的な学習の充実などであります。3点目は、学習規律、生活規律の確立、徹底として1時間の授業の結果をまとめた板書の基本形の徹底、ノート指導の徹底、全小中学校で共通に一貫して取り組む学習規律、学習習慣の確立及び保護者との連携などあります。4点目は、名寄市立大学との連携による特別な支援を要する子供へのきめ細かな指導の充実として、名寄市特別支援教育専門家チームによる巡回相談の活用、大学生ボランティアによる放課後の学習支援の充実などあります。5点目は、初任者指導教員や各学校の若手教員の指導に当たる巡回指導員の取り組みの充実及び初任者及び若手教員等の育成であります。6点目は、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携して行う全小中学校共同研修会や初任者研修の実施であります。これについては、例えば全小中学校共同研修会では昨年度から年に2回学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーとして全国的に著名な教育の研究者、実践家を招いて講演会や模擬授

業の実施をいたし、多くの先生方が研修を深めております。最後に、7点目は日常授業の改善に直結する校内研修の確立であります。昨年度から本事業と名寄市教育改善プロジェクト委員会を連動させて取り組みを推進してまいりましたが、実践指定校、近隣校を初め全小中学校が一体となって教員の研修や日常の授業改善、児童生徒の学力向上等に取り組む体制が充実してきたところであります。今後も本事業の取り組みの改善、充実を図りながら、教員の指導力、学校の組織力を高め、児童生徒に生きる力を確実に育む教育を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、順番に再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、局地的集中豪雨における今後の対応、対策についてということで御答弁をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、最近は本当にこれまでに経験したことのないような大雨という表現がたびたび報道等テレビなんかでも使われており、よく耳にする言葉なのですが、今回のことはまさにそのような大雨でありました。私も実際その現場に居合わせましたけれども、本当に私自身も経験したことのないような大雨、また長く地域に住む先輩方も今までにこのような短時間での大雨は経験したことないと口をそろえておっしゃっておりました。後からのレーダー解析では、時間約50ミリ程度の雨だったということで、相当量の雨が降ったということで、同時にひょうも降ったということで被害が非常に大きくなってしまったという現状があります。御答弁いただきまして、特に被害のあった13線、いわゆる報徳川、基本的に流量不足ということでの今後河川の断面等の拡張等、農地に係る部分もあるので、そういった部分、農家も含めて検討していきたいという

ことでの、若干と言っては失礼ですね。前向きな対処をいただけるという答弁と受けとめております。今後開発局の国道を横断する横断管も含めてということでもございますので、そのあたりの今後のスケジュールについてどのような形で進めていくのか、今検討している段階でお答えできるものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 実は検討が始まったばかりで、詳細なスケジュールは言えませんが、今開発さんのほうでも現地を確認して調査に入ったということで伺っております。これまで市あるいは議員の地域の方がそれぞれ開発のほうへ行かれました要望をいただきましたけれども、なかなか単独では動いていただけないという事情があって、今回の大雨、ゲリラ豪雨ですけれども、これに際しましても実質的には行政なり、また地域のほうから動かなければなかなか動いてくれないというのが1つありますので、横断管の拡幅だけではちょっと難しいということで、前後の報徳川の計画の見直しをしなければ多分開発は動いてくれないだろうという考え方から、今後開発のほうと協議していきたいと思うのですけれども、ただこの間の河川の測量あるいは用地、それと私もこれ勉強不足だったのですけれども、小さい橋梁が何橋かあるということでお聞きしたものですから、そこらの調査をしますと先ほども答弁の中で言いましたけれども、少し時間がかかるのかなと思っておりますので、早急な対応ということでは検討していきたいと思っておりますけれども、1年とかという部分ではないかもしれない。一、二年かかるかもしれない。とりあえずは、開発のほうとは随時協議をしていきたいなと思っておりますので、計画が一定程度の素案ができた段階で、また地先なり議員のほう等お知らせしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 私ども地域の間人としても今回のことを受けて、それは希望としましてはすぐに改善されるというのが一番いいことなですけれども、ただこれから1年かかるか、2年かかるかということなので、時間はかかるかと思えます、当然市だけの問題でもなく、また開発も絡んでくる部分でありますので。ただ、そういった今後のスケジュール、動き方に関して、今回被害に遭った農家の方を含めて地域に今後こういったスケジュールで動いていきますというのをぜひ発信していただきたいと思います。そういった部分で時間はかかるけれども、しっかりと行政も動いてくれているのだということは農家の皆さんにもわかっていただける部分だと思いますので、そういったまずきちんと説明する場を持っていただければいいかなと思っておりますので、いずれにしてもそういう形で動いていただいているということで、今後も引き続きお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、今回のことを受けまして、排水溝ですとかも含めて河川の特に雑草等、非常に水量を少なくしている、流れを悪くしているというような状況も一部の箇所では見受けられたのかなと思えます。市のほうとして通常河川ですとか、排水溝の管理や整備というのはどのような形で行ってられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 排水あるいは河川に流れる水量が雑草でいたずらされてなかなか流れづらいという話であります。維持管理はどうしているかというお話でありますけれども、道路、河川など草刈りの維持管理につきましてはこれまでも地元の皆さんに大変お世話になっておりまして、景観美化を含めて御協力をいただいております。なかなか行政だけでは道路、河川あるいは排水など全ての草刈りの管理ができないということもございまして、これからも地域の皆さんに御協力をいただきながら、その維持管理

に努めていきたいと考えておりますけれども、1つは智恵文地区にも河川愛護の会がございます。この辺と協議をしながら進めていきたいなと思っておりますけれども、ことしも実は曙の河川愛護会でもう既に草刈りが終わっているという状況でありましたので、うちのほうとしてはこれから雨が降る時期になりますので、余計、それで何とか早目ということで愛護のほうとちょっとお話しさせていただいたのですけれども、終わったということなので、ただそれではまずいので、関係部署のほうと、また議員も含めましてちょっと一回打ち合わせをさせていただきたいなと思っております。それで、地域によっては農家戸数の減少あるいは高齢化によって圃場の管理のほか排水、河川の草刈りなどについて非常に大変な作業になるということは認識をしてございます。これらの課題も整理して、今後どのように管理をしていくかということを含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはり行政だけでは難しいという御答弁もありました。まさにそうだと思います。農家のほうも自分の畑のそばの排水の草刈り、やはり当然今おっしゃったように高齢化の問題ですとか、そういった部分でできていない部分もあるかと思っておりますけれども、やれる方はやはりやっているという、やれていたり、やれなかったりという箇所があるのも現実だと思います。ただ、やはり一部農家の声としまして、どこまで自分たちでやっていいのか、やっていいのかと言ったらおかしいですけども、どこまで自分たちでやるべきなのか、どこからどこまでは行政なのかと、そういう線引きがはっきりされていない。わからないという部分で、そういった部分からもほったらかしになってしまって雑草が生い茂るといような状況も生み出しているのかなと思っております。そういった意味では、今後話し合いをしていきたいということで伺いましたので、そういった

部分私も協力させていただきますので、地先の農家の方も含めて、やはりどこまでが行政の範囲で、ここから先は農家の方も協力していただきたいというような形でお願ひすれば、農家の方もそれはもう自分の畑、当然雑草が生えていますといろんな部分、排水だけではなくて農作物への害虫ですとか、そういった部分の影響もありますので、そのあたりはきちんと対応できるかと思っておりますので、ぜひそういった動きでやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にまいりたいと思っております。今回の被害に対する支援の考え方についてということで、市長も含めてそれぞれ各部長さんも翌日に現地に入らせていただきまして、ありがとうございます。現在の智恵文畑作地帯の状況をお話ししますと、雨続きで本当に極めて深刻な状況であります。実は、9月15日の早朝にも時間約20ミリぐらいになるでしょうか、午前6時少し前からやはり集中豪雨がありまして、ハウスが冠水するという被害も軽度ではありますけれども、出ております。また、8月20日冠水した同じ圃場も集中豪雨によって同じように2度目の冠水を確認いたしました。そういった状況で、本当に8月10日前後から圃場が乾く暇がないという状況で、各作物収穫は当然おこなっております。通常であればほぼ収穫が完了するカボチャなんかはまだ収穫が終わっていないという状況もありますし、秋まき小麦、平年であればもう播種が済んでいなければならないものが予定面積の2割ほどしか播種が終わっていないと。バレイショは、収穫状況いまだ5%です。1割にも満たない収穫状況です。掘りたくても掘れないという状況です。特にバレイショは、8月の雨続きで正直1カ月近く水につかった状態というのが続いている状況でありますので、当然今後品質の低下というのが懸念されております。品質低下の懸念と、あともう既に圃場で腐敗しているという状況も確認されております。また、てん菜、ビートに関しても品質低下の懸念、これは心配さ

れております。余り悪いことばかり言いたくありませんけれども、最終的には収穫まだ終わっておりませんので、何とも言えない部分もありますけれども、このような状況から考えますと、今回の被害を含めて、それ以外にもやはりことしは正直何かしらの対策が必要になってくるのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、改めてそういった状況を踏まえて行政としてのトータル的な支援という考え方、経済部長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 支援の関係については、12月が組勘の整理月だということで、その部分で次年度に対して各農家さんで資金対応するかどうかの一つのめどになるかもしれません。ただ、今山田議員から言われたように被害状況が大きければ、多分その前にJAのほうからも御相談があるというふうに考えておりますので、そういった意味でできるだけきめ細かな対応というか、していきたいというふうに考えていますけれども、先ほど言いましたように一応12月の組勘整理が基本的めどになるかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 12月にならない、被害の状況、それは当然確認していただいて、対応していただきたいと思っておりますけれども、22年、23年、高温、湿害の際にも資金の部分で利子補給もいただいております。ただ、正直それが悪いということではないのですけれども、やはりもう一歩二歩踏み込んだ形で、当然農家の方々がどのような支援を望んでいるのか、そういった部分で本当に必要な支援を行政としてしていただきたいという気持ちを私自身も持っていますし、農家の皆さんもそれを望んでいる部分があります。農家の方がどのような支援を望んでいるのかという、改めて調査といいますか、そういった聞き取りも含めて対策を考えてはいかがかと思っておりますけれど

も、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今の件については、JAも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） なかなかそういった部分では前向きな答弁がいただけない部分ではありますけれども、例えば一例を出しますと22年の水害時です。その何年か前でしょうか、当然湿害等で、名寄市ではありません。道内の他の市町村で翌年の種子代の助成、また肥料代の助成をしたという市町村があったということでお伺いしています。そういった単純に資金の利子補給を農協と行政それぞれ0.5%ずつするというものではなくて、何かしら新たな支援策も必要かと思ひまして、こういった御質問をさせていただいていますけれども、改めて見解があればお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 他市町村の状況を調査させていただいて、研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 積極的に研究していただいて、また農家に対して本当に必要な支援は何かという部分を、これは当然JAとも連携して、ぜひこの部分は強く求めておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

有害鳥獣の件に関して再質問させていただきたいと思ひます。9月2日現在で43件ということで、出沒が当然スイートコーンの熟期の関係もあるのでしょうか、件数自体は昨年よりも減っているということでの御報告がありました。御答弁の中にもありましたけれども、電牧柵の効果によって被害が減少しているということで、有効な対策

だと。そういう意味では、被害が軽減されたということは有効な対策なのだと思います。そういった周知、やはり農家の方々にもっとわかるように周知をしてはいかがかかと思ひます。というのもこういった文書が他の資料と一緒にそれぞれの農家さんに送られたというのは私も中身見ていますし、電牧柵の効果もここに当然書いてございます。ただ、私ある農家さんと話をする機会がありまして、熊の出没に関していろいろお話をしていましたら、これ見ていないのです、現実問題として。今収穫等で忙しい時期、これが送られたのは8月ぐらいでしょうか、収穫期にも入る忙しい時期。実際これ農家の皆さん見ません。封書に入って送られてきて、熊のこと何か書いてあるのだらうぐらいにしか、これ実際見ていません。電牧柵が各地で張られて効果があったということも私もその農家さんにお話をしたのですけれども、返ってきた答えはそうなのと。知らないのです。我々は、いろんなそういった事例も見聞きしている中で、やっぱり電牧柵張ると寄ってこない。寄ってきても入らないで逃げていくということは理解していますけれども、意外とほとんどの農家の皆さん、電牧柵が効果があるというのは理解をしていません。そういった意味では、少し収穫期が終わって冬場にも何かの機会を捉えてでもいいでしょうし、ヒグマ対策ということに特化してもいいと思ひます。電牧柵の設置による効果の実例ですとか、やはり農家の皆さんを集めて直接周知をすべきだと思います。そういうような対策はやはり必要だと思いますが、お考えをお願いしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 農業被害防止対策協議会もありますので、一応ヒグマの農業被害防止という、そこに特化した形で冬の間研修会等開催に向けて前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひやっていただき

たいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今協議会のお話が出ました。有害鳥獣農業被害防止対策協議会、さきの臨時会でも私ヒグマ対策に関して今年度しっかりやるようにということで求めさせていただきましたけれども、行政の耕地林務課の職員さん、正直本当に一生懸命やっています。朝早くから現場に来ていただいて、また連絡等も本当に私たち農家は朝早い当たり前ですけども、職員さんにしてみたら普通寝ているような時間に私に御連絡いただいたり、もう畑にいるというような連絡もいただいております。本当に大変だなと思うぐらい一生懸命やっていますけれども、私ある意味協議会の機能というのはどうなっているのかなど。というのは、現場でいろいろそういうパトロールをしたり、猟友会の皆さんも含めてなのですけども、わなを設置したりするのは猟友会の皆さんと行政の耕地林務課の職員さんだけ。対策協議会ってJAも入っていますよね。ある意味JAの職員さんの顔も姿も私一度も見たことないのであるけれども、そういった動きの中での協議会というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 特にヒグマの関係については、担当が行政でいけば耕地林務課の林務係ということになっております。ただ、再質問であったように対策協議会の中にはJA、猟友会も含めての協議会となっておりますので、そういった意味では農協においては農業被害があった場合については各農家さんへの周知だとか、そういった意味で御協力をいただいているということでありますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ行政、JA、猟友会も含めての組織でありますからあれですけども、私はちょっと現場の職員さんに負担かかり過ぎていような気がします。そのあたりうまく

一定の部署の職員さんに負担がかからないような体制をぜひともこれはお願いしたいなど。来年度に向けての課題ということで捉えていただきたいなと思います。

時間がなくなってまいりましたので、もう一点だけちょっとヒグマのことにに関して。隣町の下川で相当数捕獲をしているようであります。これ済みません。悪いということではないですけども、今捕獲がまだ一頭もないという状況、どのような原因があると思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私専門家ではないのですけれども、推測で言うしかないと思うのですけれども、たまたま下川町ではことし6頭ヒグマの捕獲をして、そのうちわなで5頭とっています。スズキのテストコースの中でもわなで捕獲をしています。捕獲の箱わなの設置場所だとか、そういった部分については、これ私どもでここに設置しなさいということとは言えません。ということは、わからないものですから、猟友会のわな免許を持っている方の指導によって、ここにわなを置いて餌を入れて設置をするといったような状況になっておりますので、その部分については行政のほうからなかなか言えないというのが実態で、猟友会さんのほうにお任せをしているのが実態だというふうに思います。できればことしも本当はわなに入っていたかかったのですけれども、捕獲には至りませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 猟友会にお任せということではなくて、それも含めて協議会のほうでどういうふうにすれば捕獲の可能性が高まるのか、そういった部分もこれも含めてJAとも、せつかくの協議会でありますので、そういう中で調査研究は今後引き続きしていただきたいと思いますとおきたいと思います。

次、教育行政にかかわってということで、アスリートサポート同好会という組織が立ち上がった

ということであります。大学を生かしたまちづくり、これは総合計画の中にもありますけれども、まさにそういう可能性が広がるのではないかなと、そういう取り組みだなと私は感じて、今後の活動に期待をしているところでありますけれども、当然このまちの子供たちのスポーツレベルの向上、またそこからトップアスリートの育成という、そういった目的も持って組織が立ち上がったようでありますので、やはりそういった部分での団体、同好会の皆さんが地域のために大いに活躍できる環境づくりをしていくべきだと思います。そういった部分では、大学のみならず、やはり行政、特に生涯スポーツということであれば管轄する教育委員会も含めて連携した中で活動をサポートしていかねばならないのだと思いますが、このことに関して教育委員会としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま名寄市立大学アスリートサポートの活動に関しまして、教育行政全体の、特にスポーツ活動の推進という部分でございます。議員も御指摘のように、長い目で見ると小学校、中学校、そして高校、大学、そして社会人とスポーツ活動の段階的な育成というのが大きな課題となっているところではないかと思っています。ただ、その中で今回スポーツ活動の中で競技力の向上というのが最終的な目標でありますけれども、アスリートサポートというのは栄養であったり、スポーツに伴うけが、また大変重要なメンタルトレーニングについて光を当てて、専門家の方が学生の立場でサポートをしていただけるという部分については、小学校、特に今回中学校の子供たちが参加をしている部分でもありますので、その部分については大いに期待を込めて見守っていきたくて考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今野球を頑張っている

子供たちの、前にもお話ししたかと思えますけれども、100回記念大会に名寄地区から甲子園へという思いはまだ途絶えておりません。5年後であります。今の小学校6年生が高校2年生、中学校1年生が高校3年生の年であります。また、2020年、7年後東京オリンピックも決まりました。そういった意味では、地域からそういったスポーツ選手が輩出されることもこういった活動から可能性が高まればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなってまいりました。最後、学校力向上総合実践事業についてお伺いをしておきたいと思えます。この取り組みに関しては、やはり指導力を含めて若い先生の育成というのがまず大きな目的なのかなと思えます。大変いい取り組みであるなということで内容を見させていただいております。名寄、特に若い先生が非常に頑張っておりまして、学校にも活気がすごくあるなというふうに私自身も感じております。ただ、ある保護者の方からの意見として、20代、30代の若い先生が非常に多いのはいいのだけれども、逆に経験豊富な中堅クラスの先生がやっぱり不足しているのではないのかと。そういった先生の層がもう少し厚くなれば、もっと名寄の教育、先生方の指導力もより一層高まるのではないかというような御意見を頂戴したこともあります。若い先生の育成はこういった事業に関して行われておりますが、中堅のそういった経験豊富な先生の配置についての考え方について最後お伺いして、終わりたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教職員の人事の適正配置及び異動のことについての御質問かと思っております。小中学校の教職員の人事異動につきましては、さきにも教育長が基本的なお考え方をお話をしているところでありますけれども、教育の機会均等とその水準の維持の向上という意味で、義務教育の趣旨を踏まえて行われているものであ

ります。学校運営を円滑に推進する上では、大変重要な部分でもあります。とりわけ教職員の構成、例えば教職員一人一人が持っている免許教科であるとか年齢、性別、それから経験年数等を適正にはかるということが大変重要だと考えております。議員御指摘のように現在名寄市の小中学校の教職員の年齢構成は、20代後半から30代前半の先生が大変多く、学校において逆に40代の割合が少ないという状況であります。学校が大変若い先生で活性化しているという部分はありますが、ただ学校運営という部分ではなかなか中核となる先生が不足しているというのが課題でございます。学校運営の活性化を図ったり、それから活力ある教育活動を展開する上で、児童一人一人の生きる力を育むためには各学校の教職員の構成を適正化するというのが極めて重要であります。これまでも北海道教育委員会に対しましては、教職員の年齢構成等の適正化をお願いをしてきたところですが、名寄市の今後の教育の一層の充実のために、引き続き適正な人事交流が行われるよう上川教育局等にも働きかけていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

なよろコミュニティバスの運行見直しについて外2件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長から御指名をいただきました。3点について質問していきたいというふうに思います。

1点目は、なよろコミュニティバスについて質問いたします。6月の第2回定例会においても取り上げさせていただきましたが、運行の見直しについて秋口に予定との答弁でしたが、今般の行政報告では年内をめどに見直しを図るとなっています。改めて運行見直しの時期についてお伺いいたします。

また、交通弱者の方や市民の方の利用促進という観点から、福祉サービスも含めた新たな割引制

度や無料パスについて検討されているかお伺いします。

次に、男女共同参画社会の形成についてですが、名寄市では平成20年3月に名寄市男女共同参画推進計画実施計画を策定し、着実に実践されているのではないかと思います。実施計画にあります委員会、審議会などにおける女性委員の参画促進における女性委員の比率と市の政策方針決定の場合の男女共同参画への促進における市役所の女性管理職の比率についてお伺いいたします。

また、総合計画では条例制定を目指すとしていますが、現在までの作業状況と制定の時期をお伺いします。

3点目は、これも6月の第2回定例会で取り上げたことですが、平和の推進について本年度の具体的な名寄市の取り組みについてお知らせください。

また、今後の取り組みについてということで、平和のためのポスターコンクールなど教育委員会と相談し、検討していくという回答がありました。その後の状況についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 奥村議員から大項目3点にわたり質問をいただきました。まず、大項目の1、なよろコミュニティバスの運行見直しについて申し上げます。

なよろコミュニティバスの見直しの基本的な考え方と時期についてであります。この1年間の実証運行結果に基づき、高齢者などが日常生活には欠かせない買い物や通院などの移動に困らない交通体系の構築及び町中へのにぎわい創出に向けて利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を基本に路線及び便数の見直しを行ってまいります。

また、見直しの時期につきましては、きめ細やかな意見反映とするため、緊急雇用創出推進事業を活用しながら、バス利用者や市民の皆様から直

接御意見をお伺いしたいと考えており、当初のスケジュールから若干おくれてはおりますが、これらの意見集約と利用状況を反映した見直し案を策定し、地域公共交通活性化協議会の議論を経て本年12月の路線ダイヤの見直しに向けて準備を進めているところであります。

次に、利用促進と交通弱者への対策について申し上げます。利用促進、また交通弱者対策として、まずは利便性の向上に向け路線と便数の大きな見直しを行っております。また、運行スタートから1週間を全便無料、駅前から市立病院までの4カ所を2カ月間降車無料とするなど新しいバス体系に親しんでいただきました。さらにまた、今年度につきましても駅前交流プラザよろーなのオープンに合わせて西回りを3便ふやすとともに、4月から6月までの約2カ月間を駅前降車無料、さらに市立大学の入学者や市内の転入者への無料乗車券の配付や市民見学会における説明をするなど利用促進を図り、あわせて老人クラブ連合会総会などにおいても利用に向けた理解をいただくため説明を行ってまいりました。今後のさらなる利用促進策につきましては、割引制度などのお話もございましたけれども、緊急雇用創出推進事業を活用したバス利用におけるさらなるニーズの把握や新たなインセンティブのあり方などについて再検証を行う中で検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目の2、男女共同参画社会の形成について申し上げます。本市では、平成20年3月に男女共同参画社会に向けた基本指針として、名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その実現に向け取り組む事務事業を実施計画として取りまとめております。実施計画では、1つとして男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革、2つとして家庭、地域、職場における男女共同参画の促進、3つとして健康づくりと福祉の充実の3つを基本目標に現在94本の事業に取り組んでおり、その一つの取り組みとして各委員会、審議会等における女性委員数を平成28年度までに50%とする

目標を掲げているところであります。平成24年度の実績であります。地方自治法上の附属機関の女性委員数は118人、27.3%で、全道集計値は19.7%となっております。また、市の一般行政管理職68人に占める女性管理職の割合は6人、8.8%で、全道集計値は5.6%となっております。本市が目標といたします50%は下回ってはおりますが、全道と比較すると一定の取り組みは進んでいると考えております。さらに、平成24年度には事業の外部評価を実施しておりますが、評価結果では順調及びおおむね取り組まれているを合わせた肯定的な評価につきましては88事業、94%、否定的な評価となるより積極的な取り組みが必要は6事業で6%、早期に取り組む必要があるはゼロとなっておりますことから、おおむね実施計画の着実な推進が図られていると認識はしておりますが、今後民間におきまして一層の意識の高まりが必要と考えられることから、今後とも評価結果を踏まえ、取り組みを推進してまいります。

次に、条例制定についてであります。平成11年に男女共同参画社会基本法が制定をされ、自治体においても男女共同参画計画や条例化の取り組みが進められており、本年4月現在道内で計画を有する市町村数は39、条例化している市町村数は18となっております。本市では平成20年3月に平成28年度までを計画期間とする名寄市男女共同参画推進計画を策定し、現在に至っているところであります。条例の制定につきましては、総合計画前期計画においては早期に制定するとしたところであります。総合計画後期計画の策定過程におきまして御論議をいただいたとおり、現行の推進計画を着実に推進し、市民への普及を図る中で条例化を目指すこととされ、今後とも推進計画の効果的な推進を図るとともに、推進計画の後期におきまして改めて条例制定に向けて調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の3、平和の推進についてお答え

をいたします。まず、平和行政としての今年度の取り組みについてであります。本市では御承知のとおり人類共通の願いである戦争のない世界平和と核兵器廃絶、幸せな市民生活を守るため、平成19年3月に非核平和都市の宣言を行い、取り組みを進めてきたところであります。御質問のあったことしの取り組みについてであります。現在まで5月12日に憲法記念ロードレースを、7月10日に戦没者追悼式と平和音楽大行進をそれぞれ実施をしてきたところであります。また、8月には名寄原爆の絵を見る会実行委員会が主催する原爆の絵名寄展に対し名寄市及び名寄市教育委員会として後援したほか、一昨年制作をしました名寄在住の戦争体験者の話をまとめたDVDを多くの市民に閲覧していただけるよう図書館、北国博物館で貸し出しを行っております。また、本年度からは北国博物館で学校への貸し出し資料セットの中に戦争体験を語り継ぐ資料として鉄かぶとやゲートルなどの軍隊放出品や千人針、日の丸寄せ書きなど戦中の生活を語る資料を加え、平和教育への活用を図っております。

次に、今後の取り組みについてであります。非核平和都市宣言の精神にのっとり、平和に対する取り組みを各種民間団体が主催する平和推進事業と協調を図りながら継続するとともに、今後とも着実に普及啓発を行い、全市民が共通の願いとして取り組めるよう対応を進めてまいります。また、さきの定例会で御提案いただきました杉並区を参考とした取り組みにつきましては、次年度以降の課題として精査を進めてまいっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきました。最初に、コミュニティバスの運行の関係であります。基本的な考え方も含めてお話をいただきました。高齢化社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を目的とすると。これは、当初からの話だというふ

うに思います。そういう中で一番の利用者、利用せざるを得ない人も含めてになりますけれども、どういう方だというふうに思われるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 高齢者でありますとか、幼い子供を抱えてなかなか御自分で車の移動が困難な方とか、またさまざまな障害を持っておられる方とか、そういった方が主に弱者として私ども対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 私もそのとおりだというふうに思います。さらに言えば、実際に利用している人ということもありますけれども、小学生であったり、高校生であったり、そういう人たちが主な利用者となるのだというふうに思います。そういう意味では、そういうふうにこれは名寄市全体のものでありますけれども、主に利用する人たちの利便性をやはり今回の見直しの中で図っていくということ、そのことを今回そういう意味では1年間の基礎的なデータも含めて検証されながら取り進めているというふうにも聞いていますし、そういう基本的な考えで進めているというふうに思いますけれども、もう一つは今までの路線もそうですけれども、多くの公共施設をやはり回るといふふうになっていると思います。市側の考え方として、そういうようにこの方法をとったと思います。まずは、駅を起点にしながら、東回り、西回りという形で公共施設を回るといふ、そういう路線を今実際には運行しています。ただ、実際に先ほど言いました一番の利用者の方からすると、最初の答弁にもありましたけれども、やはり買い物であったり、通院であったりというのが一番の目的だといふふうにお聞きしています。そういう意味では、そのことを考えるときにそのことからの利便性を考えると、今の西回り、東回り、乗りかえをするということがやはり一番の利用者の方にとって苦になるというか、そういうことだとい

うふうに聞いています。これは、実際に事業運営していただいていますバス会社の方にもお聞きしましたけれども、やはりその部分については第一に改善すべきだとおっしゃっていましたが、その辺の認識についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 駅前を起点にしているということと、それから乗り継ぎが必要ということでもありますけれども、これらにつきましては今回検証するに当たりましてJRでありますとか、それから都市間バス、それから各種交通機関が駅前のほうに集中するということがありまして、そういった連結、それからよろ一なができるということで、ぜひよろ一なを起点としたにぎわいづくりも含めて対応させていただければというような、そんな考えも当初からございました。そういうことで駅前を起点にしながら運行をとということで実証試験始めたわけですけれども、実際に1年を経ましてさまざまな御意見いただいておきまして、その中ではやはりなれていないということもございまして、乗り継ぎが不便、それから買い物等につきましてはぜひもう少し町中にといふようなお話もございまして、その辺につきましてはまきに見直しに当たる課題の一つというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、緊急雇用の創出事業を使いまして、一定程度もう一段利用者の皆さんの声を聞きたいというふうに考えておきまして、その中で改めてこれらの課題につきましても御意見を伺いながら、一層の利便性を含めた対応に結びつけていきたいというふうに考えております。その中で路線、それから乗り継ぎの問題、起点の問題等改めてちょっと精査をさせていただきたいなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 利用者の方からすると、今回の見直しはやはりそういう意味では大きな期待をされている部分もあると思います。今言われ

たように、一番不便に感じていた乗りかえがなくなるようになってほしい。つながることによって多少時間がかかるとしても、乗りかえるよりは実際には自分たちで車を使わない人にとってはいい交通機関だというふうに言っていましたし、そういったことをポイントにぜひ路線の見直しをしていただければというふうに思います。

また、何点かあるのですけれども、今東回り、西回りのほかに徳田線ですか、イオンに行くバスも走っていると思います。それは、実は路線が少し重なる部分があるのです。イオンの部分については、乗り方で無料になるということですので、どうしてもそちらを利用することになるようであります。そうすると、せっかくの路線、同じところを走ってしまうものですから、無駄と言ったらあれですけれども、全体の路線をつくるに当たってしよがなかつた部分はあると思いますけれども、今度の見直しの中ではそういった路線の重複は避けて、先ほど言いました乗りかえなしの一筆書きの形ができればいいのではないかなというふうに思います。私もちょっと公共施設を拾い上げて自分で動いてみたのですけれども、1時間ぐらいかかります。乗りおりも含めて、もしくは冬の状況も考えたらもうちょっとかかたりもするのかもしれませんが、そういったことのほうが利用する方にとっては今まで以上の便利さを感じられるのではないかなというふうに思います。基本的には、今までありました市内循環バスであったり、東西線という感覚があるものですから、そういったことも基本にありながら、乗りかえということはやはり何回も言うようですけれども、ないほうがいいということだというふうに思います。

それから、今言った路線が重なるということでもありますと、バス停も当然重なってしまう部分がありますので、それも路線の見直しの中ではなくしていくことがいいのかなというふうに思っています。

それから、運行時間の関係も、これも既に調査されていることかというふうに思います。朝早かったり、夜遅い便については、なかなか今実際に利用する方がいないようであります。そういう意味では、もし同じ便数が確保できるのであればそこに運行した分を日中に回したりということもできるのかなというふうに思っています。

それから、夏場は自転車乗れる人は自転車を使って、バスではなくてということなのですけれども、やはり冬期間降雪が始まるとバスを利用し、利用者が当然ふえるということになります。1つは、除雪対策を少し優先的にする必要があるのではないかなというのですけれども、もちろんバスを運行するに当たってそういう話で進めていたというふうにも聞いていますけれども、昨年のような大雪の状況の中でいくと、それもなかなかまならない。そういった事情もわかりますけれども、例えばこれで通勤や通学、実は小学生も通学に使っていたりするのです。そういったことも含めてどうしても一、二カ所、いつも雪で、低床のバスですから、余計走りづらかったりというふうなこともあるようですから、その辺もぜひ今後の検討課題にしていくべきことかなというふうに思いますけれども、その辺についてももう既に御承知であれば見解も含めてお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 東回り、西回り、徳田線と。現在市内を走っているバス路線は3つあるということであります。それで、実は今回実証試験を始めるに当たりまして、従前東西線というようなことでありまして、これにつきましては市が直接支援をするような形で運行させていただいた経緯がありまして、市内循環線につきましてはバス事業者みずからが運営をされている。徳田線というのは、ある種一社の企業さんがお金を出して、乗り方によっては無料になるということで、実は三者三様の運営形態をとっていたということがあって、このところでコミバスとしての運行

をどういうふうにしようかと考えたときに、基本的に市内中心に循環バスと、それから東西線と何とか融合しながらということで、一方は徳田線はやはり企業さんが一部運営をされているということもありましたので、なかなか3つを一遍に融合するというにはならないという判断がございまして、当面は東回り、西回りという形で、そのところは市の対応の中でという、そんな経緯もございまして、確かにそんな中で運行を始めましたので、一部路線が重複をしているということもありますけれども、あくまでも路線は徳田線を抜きに必要な路線を私どもで選定をさせていただきまして決定をしたという経過もございまして、必ずしも重複していることが問題ではないのかなど。ただ、今後のいわゆるより一層の利便性なり効率性ということを考えていくと、3つの線一体とした考え方がやはり必要になってくるということが想定をされますので、その辺も今後の課題としてしっかり受けとめて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、時間帯もどうしても少ない人数でありますけれども、やはり一連、一日の中で必ず乗降される方もいると。特に病院等に通われる方につきましては早い時間帯が当然でございまして、やっぱり夜遅くまで民間企業で働いている方につきましては遅い時間も必要と。なかなかそれぞれ利用される方の時間帯に差異がございまして、そのところは最大公約数をとらざるを得ないということで、おおむね皆さんが利用できる時間帯を想定をしながら、路線の時間というのは設定をさせていただいております。そのところも今後いわゆる効率性ということをどこまで私ども検討すればいいのか、これは難しい話ではありますけれども、やはり時間帯につきましては都度いろんな検証が必要だというふうにも考えておりますので、この辺も改めてニーズを含めてしっかり御意見を賜っていきなというふうに思います。

それから、冬場のいわゆる停留所の除雪の関係

でございまして、ここのところはコミュニティバスの試験運行を始める段階から安全対策ということでしっかり対応してくれというようなお話も重々いただいております、当然路線に係る道路を含めて、これは建設水道部の除雪担当部局と十分な話し合いをさせていただきながら、ある種優先ということになるかどうかは別にしても、安全対策上必要な除雪についてはしっかりやっていただくという、そんなお話もさせていただいております。あわせて当然ことしの冬みたくたくさん雪が降りますと、なかなか乗降時間に間に合わないということも生じまして、また一度除雪行っただけでも、すぐ雪がたまって危険な状況になっているとか、これ実際道路が相当狭くなりますから、バスの運行に相当支障を来すということも正直ございまして。それで、私どもバス事業者さんと相談させていただきまして、よほど危険な場所、それから状況が著しく悪くなった場合には、バス事業者みずからがタイヤショベルを持って行って一部排雪をされているというようなこともございまして、この辺につきましては年間の半分が雪があって冬場ですので、冬場の運行というのはもう当初から大きな課題になるというふうには私どもも押さえてございまして、今後もういった形で一番安全対策を含めて運行に支障がないような除排雪に至るか、その辺も都度検証していると、そんな状況であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今除雪の話がありました。確かに最優先ということで必ずいいかということ、そうはならない部分もあるというふうに思います。事業者の方の協力も得てということとされているというふうに私も聞きました。ただ、どうしても事業者の方が出ても、例えば民地にまで雪を押し出すということには実際ならないわけで、既に道路いっぱい降り積もっている雪を押し出すというものなかなか厳しいようであります。そういったことについてぜひ詳しい話をお聞きいただいて、

さらにどういう形で安全を確保していくかということをしていただければというふうに思うところであります。今の見直しの話、やはり基本的に名寄市が責任を持って公共交通、バスの運行をしていくということとそういう意味でもう一点は、そうしたものをたくさんの人に利用してもらうということが、やはりそのための見直しだというふうに思います。そういう意味で路線や運行本数や運行時間帯見直しということもありますけれども、もう一つは、やはり先ほど言いましたけれども、交通弱者の方に対する具体的な支援というのもそういう意味では具体的に検討すべき課題かなというふうに思います。当然何でもただにすればいいということではありませんし、そういったきちとした根拠があって名寄市として助成ができたり、割引制度が保障できたりということにならないとだめだというふうに思いますけれども、やはり一番の利用者、お年寄りだったり、障害のある方、例えばあと車に乗れない方、どうしてもバスを使わなければ移動ができないという方たちのことを考えたときに、そういう人たちが少しでも金銭的なことも含めて利用しやすいということがあってもいいのではないかとこのように思います。先ほど言いました福祉、政策的なことも含めて考えていく必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺について今後の協議ということ、すぐに協議検討ということではないようでありませうけれども、今後のことだとは思いますが、当該の健康福祉部のほうでの考えとかがあればお聞かせをいただければと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 以前合併前に旧名寄市で高齢者の交通助成事業として70歳以上の高齢者の方に老人クラブ活動ですとか、それから通院のために利用する交通機関がバスとかJRしかない場合に限りまして、回数券を交付するような事業も行ったことがございますが、この事業については合併を機に廃止したということでござ

います。その理由といたしましては、利用できるのがバス、JRの沿線の住民の方に限られるということで、不公平感があったということが1点であり、もう一点は利用も対象者の40%台であったと。これは、いわゆる沿線の住民しかなかく利用できなかったということで、固定化されたという面もあります。また、議員おっしゃられました妊婦とか、あと子育ての世代の方に……

（何事か呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それはいいですか。それでは、高齢者の部分ではそういったような状態であります。コミュニティバスは、公共交通機関として無理のない金額を受益者負担という形で負担をしていただいて、自分たちの足を自分たちで守っていくというような意識だとか、またコミバスを支えていくという意識も醸成するという意味で、そのような意識づけが必要と考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 受益者負担については何ら否定するつもりもありませんし、適正なそういったことをこれまでも実施されてきていると思いますし、必要なことだというふうに思います。ただ、福祉のサービスという観点で考える必要があるものではないかというふうに思っているところです。言っていないのに出てきましたけれども、高齢者であったり、妊産婦の方、それから障害のある方、例えば65歳以上で運転免許を自主的に返上する、そんな若くしてする人は余りいないかもしれないかもしれませんが、そういった人たちがいるとすれば、限られた人になるかもしれませんけれども、名寄市のそういったサービスとして実施してもそれはいいのではないのでしょうか。以前に打ち切ったときの考え方がどうかというのは今さらのことですけれども、今後新たに検討し、取り組んでもいいことだと思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思うところであります。

もう一点、次に意見集約というか、緊急雇用の関係の事業ということで、聞き取りやデータの精査や、そういうことで既にやられているというふうに思いますし、そのことを基本に見直しを図るということでもありますけれども、その中で私はやっぱり直接市民の方と向き合って、議論だったり、意見交換をするということが大事なことなのではないかなというふうに思います。直接そういった課題や何かを話しすることで課題の解決につながったり、お互いの理解を深めるということができるのではないかなというふうに思います。その上で一定の見直しができれば、それはやっぱり利用促進にもつながるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 緊急雇用を使いましてさまざまな事業展開考えておまして、これまで私どもある種のインセンティブの考え方含めて、私どもの力量でやれる部分でそれなりのサービスは行って来たということでもありますけれども、新たにイベントなんかはこの事業を使ってできるのではないかと。そういったイベント企画の中でしっかり改めてこんな形で利用していただけるよというような細かい気配りのあった御案内もできるかなと思っております。

それから、今御指摘のございました直接利用者の皆様から御意見を伺うということは、一部バス会社含めて当初バスの中でやっておりましたけれども、こここのところはやっぱり外に出てしっかり地区別の懇談会なりを少し開催をさせていただきながら、直接市民の皆さんから声を聞くということも必要と判断をしておりますので、この辺につきましても緊急雇用を使いながら、対応させていただきたいなと思います。

それから、1つ宣伝になります。9月21日の土曜日の日、バスの日と。20日が本当はバスの日なのですが、これが金曜日ということで、土曜日にバスの日記念のバスの広場というのをよろ

なを会場にしましてイベントを行いたいなど。その中で改めてバス利用に係る市民の皆さんの御理解いただけるような、そんな中身も含めてちょっと対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 地域に出て意見を聞く、今度の21日も含めてそういった対応をしていくということでもありますので、ぜひ多くの皆さんと直接意見交換をしながら、よりよい見直しができることを願っているところであります。

バスの部分は最後になりますけれども、この実証運行については27年3月までということになっているというふうに思います。ただ、3月で終われるものかということ、先ほどの基本的なバス運行している内容からするとやっぱり継続することが必要なのではないかなというふうに思います。ただ、運行の事業者の方だけでできるかということ、採算的に冬に乗る人たちが年中乗っているという、1年間を通してということであればそれなりということもちょっとお聞きしましたけれども、夏場の状況を考えるとやはり事業者さんだけでは難しい話だというふうに聞いております。そういう意味では、公共交通の確保という点も含めて名寄市として運行事業者の助成や支援を含めて継続していくお考えはあるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） コミュニティバスにつきましても、まさに買い物の方の足ですとか、それから病院に通われる方の足ですとか、それからさまざまな公共施設を利用される方の足になるということで、極めて公共性が高いものというふうに判断をしております。これは継続性が必要というふうに考えております。しかしながら、今御指摘もございましたとおり、実証運行が終了した後、バス事業者みずから運行していただくということにもなりますので、そうすると当然採算性という

のが一番ネックになるかなというふうに正直考えております。従前先ほど申し上げました東西線につきましても、市が資金を拠出をしながら運行してきたという経緯もございまして、そうした過去の東西線に係る対応も含めて、ぜひそれをベースに必要な支援についてはしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 12月1日の見直し運行ということで進めているようでありますので、ちょうど降雪期にも入っていきます。利用者がふえていく状況にありますので、ぜひよりよい見直し結果になるように要望をして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2番目に、男女共同参画の関係です。先ほどの答弁で、実施計画については一定着実に推進をしているということでのお話だったというふうに思います。私を取り上げたのは、とりあえず女性委員の比率、それから市の管理職の比率という部分だけでありましたから、全体的なことまでは話をしていませんでしたけれども、女性委員の50%の目標については平成20年、実施計画ができたときには33.5%だったようであります。それが23年には28.9%、そして24年に先ほど言いました27.3%、25年度については最終結果がまた違うかもしれませんが、さらに下がって27.1%だというふうにお聞きをしています。全道的なレベルからいえば悪くはないという評価かもしれませんが、現実的に名寄市的に見ると年々これについては下がっているというのが現実であります。そういう意味では、着実な推進が全体的に1つごとの項目を拾い出すと特によくやっていることがあったりということもあるから、着実な推進という評価かもしれませんが、事このことについて言えば実際には進んでいない。逆に悪くなっているというのが実態であります。そういう中でいくと、これは推進計画の策定にかかわった方からも取り組みがやはり進んでいない

というふうに言われました。そして、私も名寄市全体としても男女共同参画の推進に係る部分について、特に何か進んでいるという実感があるかという、そうでないというのが現実ではないかというふうに思います。実施計画がどういうふうに進んでいるかという調査をしたり、一つ一つとしての取り組みを進めるに当たって市の職員の方が先頭に立ってやっているというのが実態だというふうに思いますけれども、なかなかそういう意味では全市的な広がりということもなっていないのが実感だというふうに思います。やはりこの推進計画をより実効性のあるものにしていくということでいいますと、条例の制定というのが1つポイントだというふうに思います。当然行政の仕事をするに当たって何を基本に仕事をされているかという、最終的に法律だったり、条例であったりということになってくるのというふうに思います。それに基づいて推進の計画があったり、基本の計画があったり、そういうものではないかというふうに思います。そういう意味でやはり条例制定、そのことを市内外へ表明をすることが重要だというふうに思います。そういう意味では、条例制定の意義についてどう考えているかお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 御指摘いただきましたとおり、なかなか状況としては厳しいものがあるなというふうにも感じております。これは、実際に数字で出ております。これまで推進計画のもとにさまざまな啓蒙啓発活動というのは市役所を中心に行ってきた経緯がございまして、結果として市がある種公募をしたり、それから応募をいただいたりとかいうことの委員が委員の方の構成でいくと女性の方からの応募が少ないとか、なかなか推薦でも一定程度限界があるかという、そんな現実的な状況にぶつかっております。これ私どものいわゆる取り組みの仕方が足りないのか、もしくはもっといろいろな形で啓蒙啓発の手法があ

るのか、この辺はまさに今私ども担当も含めて悩みながら共同参画の対応に当たっているというところが実は正直なところでございます。

それで、実際に条例を制定しながら1つ取り組みを進めるべきというようなお話もございました。総合計画の中でそれぞれお話をさせていただいた経過からしますと、推進計画が醸成をされた中で条例を制定したほうがいだろうというような、そんな御意見もございまして、それで後期計画の中しっかり取り組むべきと、そんな結論に至っているというところでもあります。条例をつくることでそれが1つ確たるお示しになりながら、やはり市民の皆さんに一定程度内容も含めて認知していただけるという、確かにきっかけにはなるものというふうにも考えておりますが、それ以前に推進計画をどう市民の皆さんに御理解をいただいて、その中身について進めていくかということもある種検証もしくは対応がないと、仮に条例をつくりましても実行の伴わないものになる、そんな可能性もありますので、これどちらが優先されるべきかというような御議論もあるのかもしれませんが、現状を認識をしながら、本当の意味で男女共同参画が可能な取り組みは何かというものをしっかり検証していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 当然のごとく条例の制定が優先すべきものだというふうに思います。その上で、今おっしゃった実施計画が着実に進むような取り組みをどうやってやるかというふうに考えていくのが市の職員の方の仕事の進め方ではないかというふうに私は思っています。一つのきっかけかもしれませんが、そのことをすることで、この男女共同参画、担当の部局、今企画だというふうに思いますが、担当のところの仕事ではないのですよね。名寄市全体の仕事であるべきだというふうに思います。条例ではなくても宣言でもいいのかもしれませんが、そういう意味では、そういったものがあって、その上での実施計画、

それは役所だけでつくったのではないのです。市民の皆さんに入っただいて、策定委員の皆さんがしっかり議論して、これだけのことを目標としてやりましょう。先頭には市の職員の皆さんがやらなければならないということかもしれないけれども、そういった流れでできていますので、ここで条例づくりに二の足を踏むということではないというふうに思います。もしどうしても市でつくる気がないのであれば、これは議員提案ということもできますよね、条例については。だから、そんな状況であれば市民の皆さんと、これは簡単ではないですよ、条例づくりは。どこかの持ってきてばっばとつくれるものではない。当然男女共同参画というのはどういうものなのか、例えば差別や人権侵害、権利侵害、暴力の排除、そういったことを社会全体、企業の皆さんも含めて理解をしてもらい、市民の意識の向上があったり、市民のワーキングの実施をしたりとか、そういった段階を徐々に踏みながら、最終的に条例という形にしていく。当然市のほうでやるとしても同じようなことをやるのだというふうに思いますけれども、ここは市のほうでもぜひ競っていただく意味も含めて条例制定に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますし、私も市民の皆さんと一緒にやっぱり条例制定に向けて取り組みを進めていきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、平和の推進についてであります。本年の取り組みについてということで何点かありました。毎年同じこと、ことし原爆絵画展ということでの後援ということがあったようでありますけれども、基本的には同じ取り組みをこの間重ねているということだというふうに思います。また、新たな取り組みの関係についても前回の6月の答弁とそういう意味では一字一句変わらず、基本的な答弁をしていただいたというふうに思います。やはり1つお聞きしたいのは、平和記念式典やそういった国家的な取り組みでテレビ中継なんかもさ

れていたと思います、8月のときに。8月の広島や長崎の原爆投下の日や終戦記念日には、ことは当然してないのだというふうに思います。これまでも何かしたということはありませんか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 原爆が投下された日でありまして終戦記念日の扱いにつきましては、私どもとしては特段の事業を展開をしたということはありませんけれども、ことは終戦記念日には半旗を掲げまして、戦没者の皆さんの追悼を行ったという経過がありました。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ほかの自治体や何か取り組みが特に進んでいるということではないにしても、そういった平和にかかわる日については例えばサイレンを鳴らす。長く鳴らして市民の皆さんに黙祷の呼びかけなどをするといった、そういった取り組みをされているところが多くあるようであります。今後の課題というか、取り組みということでぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、もう一点、先ほど戦争体験のDVDが6月のときにも学校教育の中で活用されているというふうな答弁だったのですけれども、実際に活用されているのであれば、そのDVDを見ての子供たちの反応や感想というのがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからさきの答弁でお答えいたしました戦争体験を語り継ぐDVD、これ冊子もセットでございますけれども、これにつきましては活用状況についてのお話をさせていただきます。

まず、DVD及び冊子につきましては、図書館、それから北国博物館での一般市民への貸し出しと、それから学校配付での教育活動における活用という2つの分野で行っております。まず、博物館での貸し出し状況についてですけれども、平成23年10月から……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育部長（鈴木邦輝君） 前段の部分も必要ですので、ちょっとお答えさせていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○教育部長（鈴木邦輝君） わかりました。

個人で13件ほど貸し出しをして、年配の方が多いため、自分の戦争体験にあわせて感激を持って見たということでもあります。

また、学校での貸し出し状況ですけれども、現在のところ今後の利用も含めまして小学校で3校、それから中学校で2校、合計5校、科目としては社会科と、それから道徳で鑑賞したということがあります。子供たちの感想としては、出演された方の語りを通じて戦争の悲惨さについて理解をしたという感想があります。ただ、学校での利用については決して多い数ではありません。やはりDVD、冊子だけの配付では一部片手落ちだったのかなと、不十分であったのかなと、こう考えております。今後は、さきの答弁もありましたけれども、博物館での実物資料、戦争に関する資料の貸し出しとセットで学校の中でより教材として活用しやすいような方法について学校のほうとお願いをしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 実際に学校で鑑賞されて、そういう悲惨さの理解をされたという話でありました。そういう意味では、一歩進んだ取り組みが現実的にされたのだというふうに思います。先ほど言いました、例えばサイレンなどによる市民の皆さんの黙祷等、市民啓発、啓蒙等具体的な取り組みを1つずつ進めることがやっぱり平和を推進することにつながっていくのだというふうに思います。そういう意味では、前回の6月の定例会でも言ったかもしれませんが、具体的なほかの都市でやっていることや何か少しありますので、ぜひお聞きいただければというふうに思います。先ほどあった原爆絵画展は共催では、それこそ市が主催をしていいのではないかとこのように

に思います。これに必要な資料については、例えば借り先幾らでもあります。広島に直接お願いしても貸してくれるものだというふうに思いますし、そういったことをできるのではないかと。それから、8月の広島、長崎の原爆の投下の日、終戦記念日にはサイレンを鳴らして黙祷の呼びかけをする。そういった取り組みを、あと積極的な取り組みをされているところでは広島での平和記念式典に児童生徒を派遣をするといった事業をしているところもあります。その中で平和記念資料館、世界遺産である原爆ドームの見学もしたりということを具体的に取進めているようであります。また、名寄市も平和市長会議に参加というか、加盟をしていますね。その平和市長会議では、2010年12月から核兵器禁止条約の早期実現を目指した市民署名活動の実施に取り組んでいます。せっかく加盟をしていますし、そういった取り組みをされているところでもありますから、これは名寄市としても取り組むことができるのではないかと。また、これも前にもお話ししましたけれども、友好都市の杉並区では平和のためのポスターコンクール、平和のカレンダーの作成等進めているところでもあります。道内においても帯広や深川については平和コンサートであったり、さまざまな取り組みを実はしているところでもあります。そういったことをぜひ参考にしていただいて、来年度以降取り組みができる部分から進めるというお考えがあるかどうか、これについてお答えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今さまざまな御提案をいただきました。ほかの都市でもいろいろな取り組みがなされているということでもあります。私もこれまでなかなか一部限られた活動にとどまっていると、そんな御指摘もいただきましたので、ぜひ少し研究させていただいて、例えば黙祷の呼びかけでありますとか、それからサイレン等につきましては、これは次年度から可能だというふう

に考えておまして、そういったそれ以外のものにつきましてもまたちょっと研究をさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） せっかく名寄に生まれて育って、名寄市が非核平和都市宣言をしている。そして、少しずつではありますけれども、具体的な取り組みを進めているということが小さいときから、子供のときからそういうことがわかっているならば、それは大きくなって平和の推進をみずからの取り組みとしていけることにつながるのではないかと。現在の安倍政権では、憲法を改正せず、集団的自衛権の行使や終戦記念日での政府の追悼の言葉で不戦の誓いに触れないなど、戦争のできる国に進んでいるという声もあるところですが、日本国憲法の平和主義に基づいて非核平和都市宣言を発し、みずからも平和主義者であるというふうにおっしゃって宣言をしています。名寄市の市長として、先ほどあったできるものから実践をしていく。恒久平和を祈願し、その思いを市民と共有していくことがこれは平和を推進していくことになるというふうに思いますが、最後に加藤市長のお考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総務部長の答弁と全く一緒に、平和を愛する者として、またそれを市民に伝えていくということを一步一步しっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 東 千 春